

長崎市公共施設の適正配置基準

令和 5 年 4 月

(令和 6 年 6 月改定)

目 次

第1章 はじめに.....	1
第2章 適正配置基準.....	2
1 適正配置基準とは.....	2
2 適正配置の考え方.....	4
第3章 用途別の適正配置基準.....	9
1－ア 市民活動等施設.....	9
1－イ コミュニティ活動施設（3－ア 老人憩の家等、4－ウ 児童厚生施設等を含む）.....	11
1－ウ 自主学习・研修施設.....	14
2－ア 公園施設.....	15
2－イ スポーツ施設.....	17
2－ウ レクリエーション施設.....	22
4－ア 学 校.....	25
4－イ 保育所・幼稚園.....	26
4－エ 放課後児童クラブ.....	27
4－オ 学校給食施設.....	28
5－ア 母子生活支援施設.....	29
5－イ 子育て関連施設.....	30
6－ア 障害者支援施設.....	31
7－ア 保健施設.....	32
7－イ 健康増進・入浴施設.....	33
7－ウ 火葬場.....	34
7－エ 墓地等.....	35
8－ア 流通拠点施設.....	36
8－イ 商業振興施設.....	37
8－ウ 水産業振興施設.....	38
8－エ 農林業振興施設.....	39
9－ア 図書館.....	41
9－イ 博物館等.....	42
9－ウ ホール型施設.....	45
10－ア 文化財.....	46
10－イ 観光施設.....	47
10－ウ 平和施設.....	49
10－エ 市営宿泊施設.....	51
12－ア 港湾施設.....	52
12－イ ごみ処理施設.....	53

1 2 - ウ	排水等処理施設	54
1 2 - エ	市営住宅	56
1 2 - オ	市営駐車場.....	57
1 3 - ア	本庁舎・地域センター等.....	59
1 3 - イ	その他事務所	61
1 3 - ウ	消防施設	62
1 3 - エ	職員住宅	63

※「1-ア」などの表記は、長崎市が保有する公共施設について、行政サービス分野ごとに分類したものです。

第1章 はじめに

我が国は、長期的な人口減少局面を迎え、私たちは本格的な人口減少社会の到来という時代の変化のなかにいます。また、年齢別の人口構成も大きく変化してきています。

今の社会のさまざまな制度や仕組みの多くは、人口が増加し、経済が右肩上がり成長していくことを前提に組み立てられてきました。このさまざまな社会の仕組みを、これからの時代に合わせたものに見直す動きが、現在、あらゆる分野で進められています。公共施設の見直しもその一つです。

長崎市は、これまでに人口の増加や経済の発展に併せて、多くの公共施設（本書では道路等の社会インフラを除く）を建設してきました。また、平成16年度及び17年度の近隣7町との合併に伴い、多くの公共施設を旧町から引き継ぎました。現在、これらの公共施設は老朽化が進み、これから一斉に大規模な修繕や建替えの時期を迎えることとなります。

今後、人口減少や少子高齢化が進んでいくと予想されるなか、安定した行政サービスを提供し続けるためには、管理の効率化にとどまらず、活用方法を多様化させることなどにより、既存の公共施設を有効活用し、行政サービスの供給体制を最適化していくことが求められます。

この「長崎市公共施設の適正配置基準（以下、「適正配置基準」という）」は、行政サービス分野ごとの公共施設の将来のあり方と、2040年の予測人口が約33万人という将来の長崎市の姿を見据えた、行政サービスの方向性と、それを提供する施設の配置についての長崎市の基本的な考え方を示したものです。

公共施設マネジメントの実施計画となる、地区別計画（※）は、この適正配置基準による基本的な考え方を基に地域の事情等を考慮・検討して策定しています。

今後とも、長崎市が暮らしやすいまちであり続けられるよう、次世代に大きな負担を残すことなく、次世代に継承できる持続可能な公共施設へと見直すために、公共施設マネジメントに取り組んでまいります。

※地区別計画…市域を17の地区に設定し、中長期的な視点で、将来の施設のあり方や見直しの時期について地区ごとに示すもの

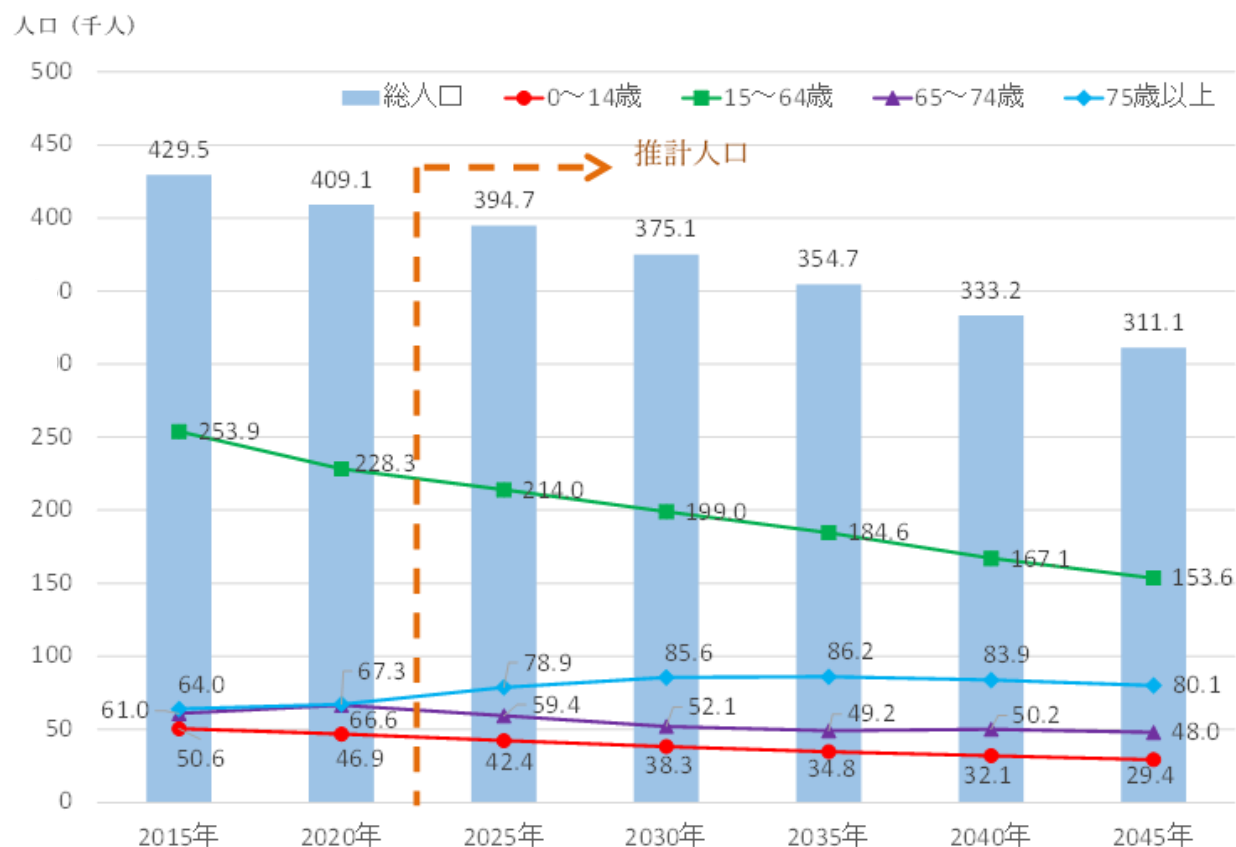
第2章 適正配置基準

1 適正配置基準の記載内容

適正配置基準には、次の内容を記載しています。

- 2040 年に向けて、（１）行政サービスが目指すもの
 （２）行政サービスを提供する拠点の必要性
 （３）行政サービスを提供する拠点の配置数と配置場所の考え方

<長崎市の人口の将来予測>

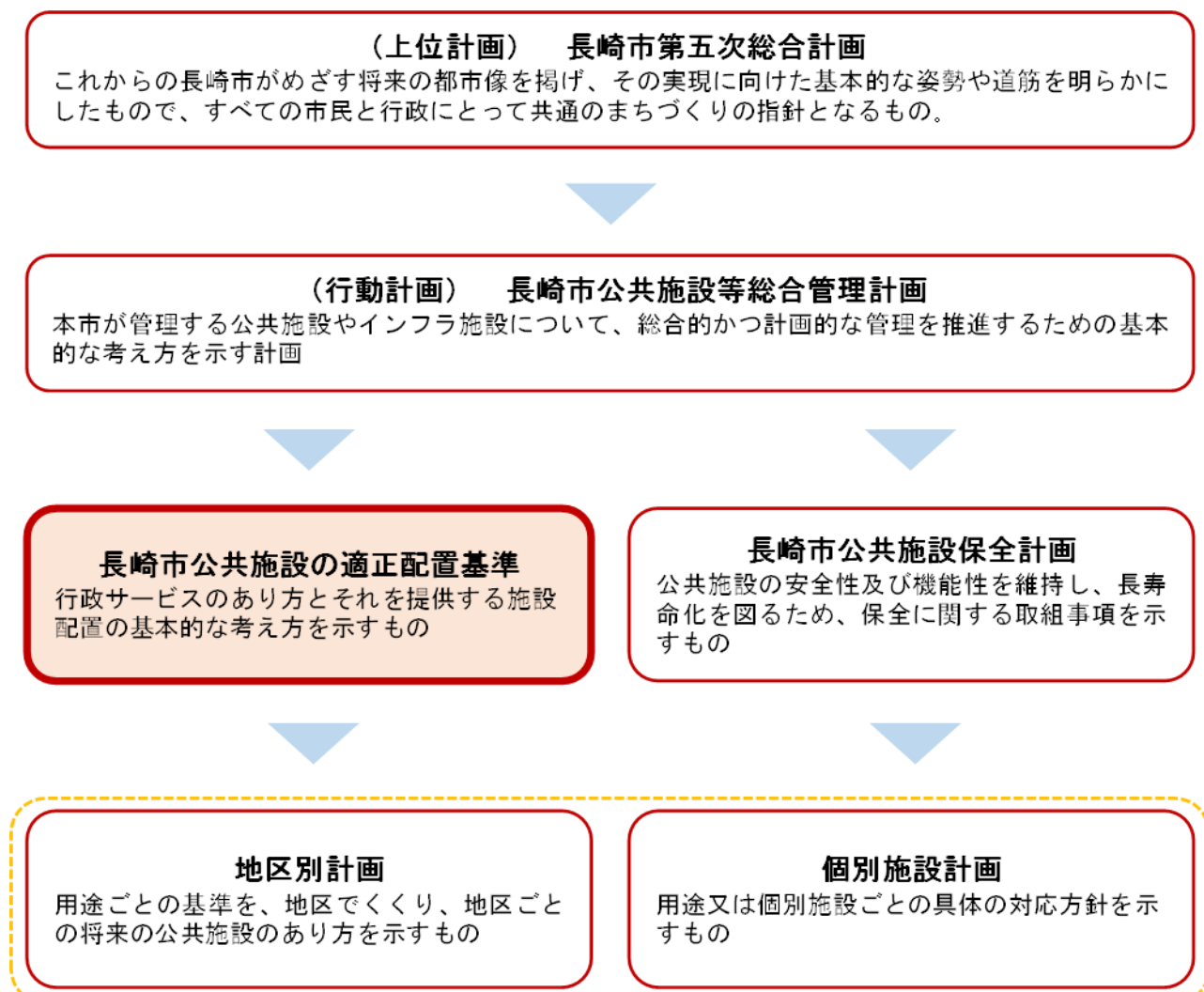


※2015 年、2020 年は国勢調査による実績値

※2025 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

【適正配置基準の位置付け】

各計画の関係図は次のとおりです。



2 適正配置の考え方

長崎市が保有する公共施設を、提供する行政サービスや施設の特性などにより、大きく次の4つに区分します。

- ① **市民利用型施設**：広く市民等の利用を主な目的とする施設
- ② **都市基盤施設**：都市のさまざまな活動を支えるうえで基盤となる施設
- ③ **産業振興施設**：産業の振興を図ることを目的とする施設
- ④ **公用施設**：市庁舎や消防署など、主に行政事務を執行するうえで必要な施設

そして、それぞれの区分について、サービス圏域を大きく「市域全体」、「複数地区」、「地区」の3層に区分して配置します。

① **市域全体** を対象とする施設

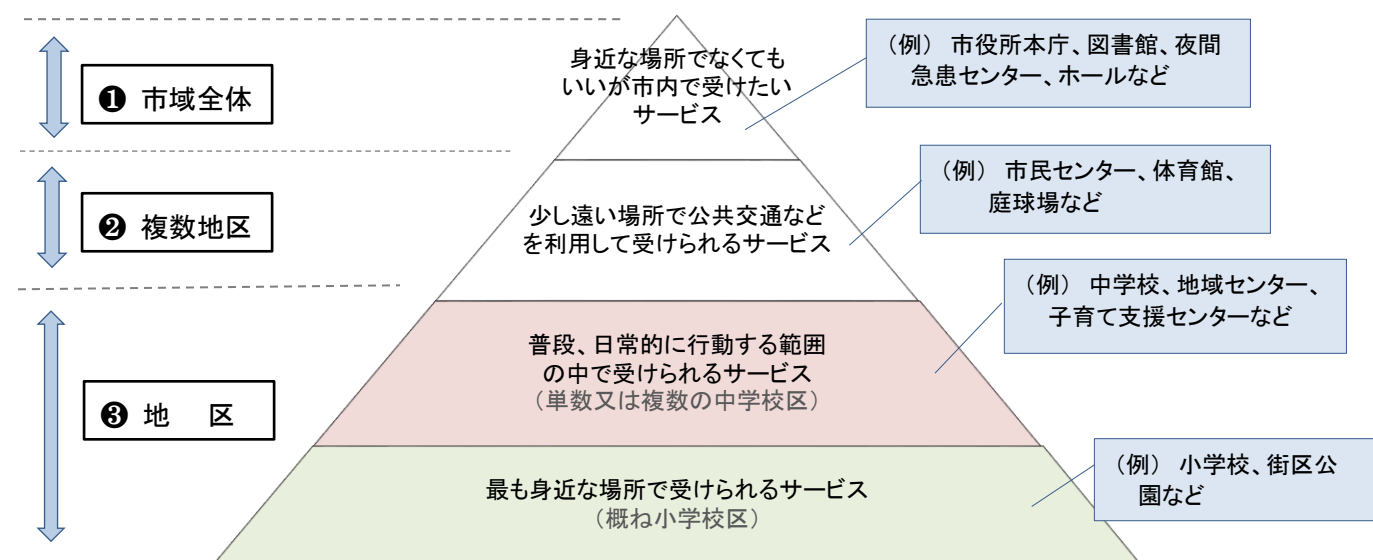
市域全体の市民を対象とし、生活に身近な場所でもなくてもよいが、市内で受けたいサービスを提供している施設です。

② **複数地区** を対象とする施設

「市域全体」と「地区」の中間で、複数の地区の市民が、生活する場所から少し遠い場所で、公共交通などを利用して受ける行政サービスを提供している施設です。

③ **地区** を対象とする施設

普段、日常的に行動する範囲の中で受けたい行政サービスや、最も身近な場所で受けたい行政サービスを提供している施設で、地区の市民が主に利用する施設です。このほか、地理的な条件などから民間でのサービスが及んでいない特定の地区に配置する施設もあります。



※地区によっては、民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために配置する施設もあります（特定地区）。

これらの考え方により、施設の配置場所の考え方と行政サービス（機能）を整理すると、次の表のようになります。

大分類	サービス圏域	配置場所の考え方	用途
市民利用 型施設	市域全体	市域全体を対象として都心部及び都心周辺部に配置	1-ア 市民活動等施設
			1-イ コミュニティ活動施設①
			4-イ 保育所・幼稚園①
			5-ア 母子生活支援施設
			5-イ 子育て関連施設①
			6-ア 障害者支援施設
			7-ア 保健施設①
			7-ア 保健施設②
			9-ア 図書館
			9-イ 博物館等①
			9-ウ ホール型施設
		広大な敷地や大規模な床面積を要する施設で都心部及び都心周辺部への配置が困難な場合、例外として機能確保を優先して配置	2-イ スポーツ施設①
			4-ア 学校
			7-ウ 火葬場
		施設の特性（自然環境や歴史的背景を考慮）から、特定のエリアに配置	9-イ 博物館等②
			1-ウ 自主学習・研修施設
			2-ア 公園施設①
			2-ウ レクリエーション施設
			7-エ 墓地等
			8-イ 商業振興施設
			9-イ 博物館等③
		民間代替によるサービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	10-ア 文化財
			10-イ 観光施設
			10-ウ 平和施設
			10-エ 市営宿泊施設
	公共交通を利用してアクセス可能な 複数地区	各地区からの交通の便が良い場所に配置	1-イ コミュニティ活動施設②
	地区	身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置（単数あるいは複数の中学校区を組み合わせた範囲）	2-イ スポーツ施設②
			2-ア 公園施設②
			2-イ スポーツ施設③
			4-ア 学校
		市民に最も身近な範囲でサービスを提供することができる場所に配置（概ね小学校区）	5-イ 子育て関連施設②
			1-イ コミュニティ活動施設③
			1-イ コミュニティ活動施設④
	地区 （特定地区）	民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	2-ア 公園施設②
			4-ア 学校
			4-エ 放課後児童クラブ
			4-イ 保育所・幼稚園②
都市基盤 施設	市域全体	広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、高速道路や幹線道路へのアクセスが良い場所に配置	7-ア 保健施設③
		地域の特性から、特定のエリアに配置	7-イ 健康増進・入浴施設
		広大な敷地や大規模な床面積を要する施設であり、市街地の広がり、輸送効率性等を踏まえ、周辺環境に配慮して配置	8-イ 商業振興施設
		立地適正化計画区域内は居住誘導区域。その他の地域は、地域コミュニティが維持できるよう、住宅需要や民間の動向を踏まえて配置	8-ア 流通拠点施設
		都市機能や交通機能など、今後の周辺環境の変化に応じて都心部を中心に配置	12-ア 港湾施設
	地区 （特定地区）	公共下水道サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	12-イ ごみ処理施設
			12-ウ 排水等処理施設
産業振興 施設	市域全体	地域の特性（自然環境や歴史的背景を考慮）から、特定のエリアに配置	12-ウ 排水等処理施設
			12-エ 市営住宅
公用施設	市域全体	市域全体を対象として都心部及び都心周辺部に配置	12-オ 市営駐車場
			8-ウ 水産業振興施設
			8-エ 農林業振興施設
	道路状況を勘案したアクセス可能な 複数地区	エリア内に居住する市民（小中学校の児童生徒を含む）に、サービスを提供することができる立地に配置	13-ア 本庁舎・地域センター等①
			4-オ 学校給食施設
	地区	身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置（単数あるいは複数の中学校区を組み合わせた範囲）	13-ア 本庁舎・地域センター等②
			13-ウ 消防施設①
公用施設	地区	市民に最も身近な範囲でサービスを提供することができる場所に配置（概ね小学校区）	13-ア 本庁舎・地域センター等③
			13-ウ 消防施設②
	地区 （特定地区）	職務上の必要性和民間サービスが及んでいない範囲をカバーするために特定地区に配置	13-エ 職員住宅
			13-イ その他事務所

※用途のあとに記載している数字（①など）は、同じ用途でも機能が異なる場合に、区別するために記載しています。

行政サービス(機能)	現況(2023年3月)の配置状況
交流(NPOや市民活動団体の交流、男女共同参画社会の推進)	ランタナ、アマランス
市域全体を対象とした生涯学習の場や活動の場、避難所 ※公共交通を利用してアクセス可能な複数地区及び中学校区に配置する施設を兼ねる。	中央公民館、北公民館
教育・保育(認定こども園)	認定こども園長崎幼稚園
母子生活支援	白菊寮
子育て支援(中核的子育て支援センター、こどもの学び・交流・遊び)	
障害者支援	障害福祉センター
医療(初期救急一休日や夜間の軽症患者への対応)	夜間急患センター
原爆被爆者健診	原爆被爆者健康管理センター
図書・資料の収集・保存および貸出	市立図書館
歴史・文化	長崎歴史文化博物館、歴史民俗資料館、野口彌太郎記念美術館
芸術文化活動、コンベンション	ブリックホール、市民会館、チトセピアホール、市民生活プラザホール、出島メッセなど
スポーツ(大規模大会利用、市内大会・競技練習等)	市民体育館、市民総合プール、運動公園、アーチェリー場、弓道場、武道場
教育(高校)	長崎商業高等学校
火葬	もみじ谷葬斎場
学習(科学)	科学館
自主学習・研修	日吉自然の家、三和少年交流センター
レクリエーション、憩い	総合公園(東公園、稲佐山公園、平和公園など)
レクリエーション、レジャー	さくらの里、体験の森、あぐりの丘、海水浴場、高島ふれあいキャンプ場、飛島磯釣り公園など
墓地	無縁遺骨安置所、市営墓地
小売	道の駅、中央小売市場
学習(歴史・文化)	シーボルト記念館、サント・ドミンゴ教会資料館跡、遠藤周作文学館など
文化財保護、観光	出島、グラバー園、旧香港上海銀行長崎支店、ド・ロ神父記念館、心田庵など
観光	ローブウェイ、ペンギン水族館、ペーロン体験施設、端島見学施設など
平和学習、観光	長崎原爆資料館、永井隆記念館、長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎、如己堂、追悼祈念堂、平和会館
宿泊	外海ふるさと交流センター、池島中央会館
中学校区を超えた規模の生涯学習の場や活動の場、避難所 ※中学校区に配置する施設を兼ねる。	三重地区市民センター、南部市民センター、東公民館、三和公民館、琴海文化センター
スポーツ(複数地区の市民を対象としたレクリエーションや競技スポーツの練習)※地区施設を兼ねる。	体育館、庭球場、東公園プール、神の島プール
レクリエーション、憩い、軽スポーツ	地区公園、近隣公園
スポーツ(地区のレクリエーションや競技スポーツの練習)	グラウンド
教育(中学校)、避難所、スポーツ(地区のレクリエーションや競技スポーツの練習)	中学校、中学校の体育館、運動場、武道場(学校開放事業)
子育て支援(子育て相談・保護者間の交流)	子育て支援センター
広いスペースや特定の設備が必要な、多数の人数が見込まれる生涯学習の場や活動の場、話し合いの場、居場所、避難所 ※概ね中学校区に配置し、小学校区に配置する施設を兼ねる。	ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
話し合いの場、活動の場、生涯学習の場、居場所、避難所 ※概ね小学校区に配置する。	ふれあいセンター、地区公民館など
レクリエーション、憩い、軽スポーツ	街区公園
教育(小学校)、避難所、スポーツ(地区のレクリエーション)	小学校、小学校の体育館(学校開放事業)
放課後の子どもの居場所	放課後児童クラブ
保育、幼児教育	保育所、幼稚園
医療(離島・へき地)	診療所
入浴	池島港浴場、高島いやしの湯、健康づくりセンター
小売	公設市場、農水産物直売所
流通	中央卸売市場
港湾(航路利用)	船客ターミナル
ごみ処理	ごみ焼却場、埋立処分場
排水等処理	し尿処理施設
住居	市営住宅
交通(交通渋滞緩和)	駐車場
排水等処理	農漁業集落排水処理施設
水産振興	牧島水産センター、南風泊漁港水産会館、クルマエビ幼稚仔保育場
農林業振興、レクリエーション	植木センター、農業センター、市民農園など
行政手続き・相談(事業者の許認可)	本庁舎
学校給食	共同調理場、北部給食センター
行政手続き・相談、まちづくり活動の支援(職員の拠点)	総合事務所
消防・防災(常備消防庁舎)	消防署、出張所、派出所
行政手続き・相談、まちづくり活動の支援(窓口)	地域センター
消防・防災(消防団員の拠点)	分団格納庫
宿舎	職員宿舎
行政事務を執行するうえで必要な機能	長崎市保健環境試験所、動物愛護管理センターなど

市民の皆さんが生活で必要とするサービスは、市の公共施設に限らず、国や県、民間も含めて、さまざまな主体から提供されています。またそのサービスは、日常生活と関係が深く、暮らしに身近なところで受けたいものもあれば、利用の頻度やサービスの内容などから、市内で受けられればニーズを満たせるものもあります。

＜暮らしと関係が深いサービスの提供拠点＞

暮らしに必要なサービス	市民のニーズ(例)	地区	
		もっとも身近な場所で受けられるサービス	普段、日常的に行動する範囲の中で受けられるサービス
		概ね小学校区	単数または複数の中学校区
コミュニティ活動	○地域活動や多世代での交流をしたい ○自治会活動・地域コミュニティ活動をしたい	● ●	●
		ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
文化活動	○文化活動をしたい ○発表会や作品展を開催したい ○文化公演や展示を鑑賞したい	● ●	●
		ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
生涯学習	○生涯学習の活動をしたい ○図書を読みたい、借りたい ○講座や催しに参加したい	● ●	●
		ふれあいセンター、地区公民館、自治会集会所など	ふれあいセンター、地区公民館、公民館など
運動・スポーツ・レクリエーション	○運動やスポーツ、レクリエーション活動をしたい ○スポーツを見たい ○自然と触れ合いしたい ○憩いの場が欲しい	●	●
		小学校の体育館、ふれあいセンターの軽スポーツ室、街区公園など	中学校の体育館・運動場・武道場、地区公園・近隣公園・グラウンドなど
子育て・教育	○教育を受けたい、受けさせたい ○保育・幼児教育を受けさせたい ○就労時などに子どもを預けたい ○子どもたちを安全な遊び場や居場所で過ごさせたい ○育児の悩み相談や保護者同士の交流をしたい	● ●	●
		小学校、放課後児童クラブ、認定こども園、保育所など	中学校、子育て支援センターなど
買い物	○食料品や日用品などを購入したい	●	●
		地域の商店、コンビニエンスストアなど	地域の商店街、スーパーマーケットなど
公共交通	○移動のために公共交通を利用したい	●	
		バス停	
保健・医療	○医療サービスを受けたい	●	
		民間医院・診療所	
介護	○居宅介護支援や訪問介護サービスを受けたい		●
			居宅・地域密着型サービス事業所(通所・小規模多機能など)
住まい	○住まいを確保したい	●	
		民間の賃貸住宅	
行政手続き・相談	○各種届出(転出届、出生届等)をしたい ○各種証明書(住民票、納税証明書)を取得したい ○生活やまちづくりなどについての相談をしたい ○事業の許可等の手続きをしたい		●
			地域センター
消防・救急・防災・防犯	○消防・救命・救急サービスを受けたい ○災害発生時などに安全な場所に避難したい ○地域の防災活動に参加したい ○犯罪が少ないまちにしたい ○安全に暮らしたい	●	●
		避難所、消防団格納庫	交番・駐在所

そこで、暮らしと関係が深いサービスについて、身近なところで利用できるのはどんなサービスか、どんなサービスは離れたところで受けることになるのか、長崎市の公共施設のほか、国・県や民間から提供されるものも含めてまとめてみました。

※ 丸印の色の違いは、サービスの提供主体を示しています。(●:市、●:国・県、●:民間) 下段は、具体的な施設の一例です。丸印の大きさは、施設の規模の一般的な傾向をイメージしています。

複数地区	市域全体	その他
少し遠い場所で公共交通などを 利用して受けられるサービス	身近な場所ですなくてもいいが 市内で受けたサービス	
身近な日常行動圏を超えるが、公共交通などを使っ て利用できる場所	都心部など利便性のいい場所、サービス目的を達 成できる場所	
●	●	
市民センターなど	中央公民館、北公民館	
●	● ● ●	
市民センターなど	ブリックホール、県立美術館、民間ホールなど	
●	● ● ●	
市民センターなど	市立図書館、歴史文化博物館、民間カルチャーセン ターなど	
● ●	● ● ●	
体育館、庭球場、温水プール、市民センターの多目 的ホール、民間スポーツクラブなど	総合運動公園、市民総合プール、日吉自然の家、県 営野球場、民間体育館など	
●	● ● ●	
病児・病後児保育施設	高校、大学、専修学校、中核的子育て支援センター など	
●	●	
大規模店舗	大規模店舗、中心商店街、百貨店	
	● ● ●	
	船客ターミナル、バスターミナル、JR長崎駅など	
●	● ● ●	● (民間のサービスが及んでいない特定の地区)
民間病院	夜間急患センター、長崎みなとメディカルセンター、 長崎大学病院、民間病院	高島国民健康保険診療所、池島診療所など
●		
施設サービス事業所(特別養護老人ホーム、介護老 人保健施設など)		
		● ● (居住誘導区域・特定地区)
		市営住宅、県営住宅
●	● ●	
総合事務所	市役所本庁、国・県の機関など	
● ●	●	
消防署・消防出張所、警察署	消防局	

第3章 用途別の適正配置基準

1-ア 市民活動等施設

1 市民活動センター

人口減少や高齢化社会の進展により、社会課題は多様化するとともに増加することが見込まれます。

そのような社会課題解決の担い手として、市民、NPO 法人や市民活動団体が、更に活動できるように、取り組みを始めたばかりの団体から、さまざまな主体と協働が可能な団体まで、あらゆるステップに合わせて支援していきます。

その支援のためには、専門性を持った相談機能を有し、情報を集約し、市民活動団体が集い、互いに交流できるよう、総合的なサービスを提供する拠点施設が必要です。

拠点については、より幅広い情報の提供や、広範囲・多ジャンルによる交流を生みやすいこと、また、市民活動センターは、テーマ内容に限らず、さまざまな異なる分野で活動する団体同士の交流・連携を図る拠点としての役割を担っていることから、1か所に集約された拠点が必要と考えます。

そこで、市内の各地域から市民や市民活動団体が集い、互いに交流することができるよう、来館のしやすさを考慮し、公共交通機関などの利便性が高い市内中心部に1か所配置します。

【市民活動センターの機能】

- ア 市民活動を行う者の交流の促進
- イ 市民活動に関する研修会、講座等の開催
- ウ 市民活動に関する相談対応
- エ 市民活動に関する情報の収集及び提供
- オ 市民活動団体等への施設設備の提供
- カ 市民活動団体の活動拠点確保の支援

2 男女共同参画推進センター

女性の地位向上、男女平等、男女共同参画社会の実現へ向けての取り組みから更に進んで、性別だけではなく国籍や年齢、職業、障害等にかかわらず、それぞれの生き方を認め合う多様性尊重社会の実現を目指しています。

さらに、男女共同参画の推進に関して取り組んでいる市民等の多くは、その他にも地域での活動や各種ボランティア、自治会活動等のさまざまな市民活動にも参加していることから、男女共同参画の推進に関する取り組みも、こうした市民活動の一分野として融合し、あるいは連携しながら展開できるよう、それぞれの活動をつなぐ役目を担うことを目指します。

目指す多様性尊重社会を実現するためには、市民に向けた啓発活動を実施することや、市民が自ら推進に取り組み、活動する環境が必要となることから、その拠点が必要です。

拠点については、男女共同参画推進センターの利用対象は、基本的に全市民であり、市民や団体が集まることで地域の枠にとらわれない全市的な連携につながることから、より幅広く連携した持続的な活動を後押しするための拠点施設として、市内中心部の交通アクセスなどの利便性が高い立地に1か所配置します。

【男女共同参画推進センターの機能】

ア 市民に向けた啓発を行う場

関心と理解を深めることができるような機会として、講演などを実施します。

イ 市民活動の場

個人または団体が多様性尊重社会の推進に取り組む場を提供します。

ウ 相談の場

多様性尊重を妨げるような、性別による差別的取り扱い、多様化するハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど人権の侵害に関する団体や事業所等からの相談に応じます。

1-イ コミュニティ活動施設（3-ア 老人憩の家等、4-ウ 児童厚生施設等を含む）

人口減少、少子高齢化が進むなかで、地域住民がふれあい、共に助け合うことで地域の中で心地よく暮らせるような、住みよい地域社会づくりを目指しており、そのためには、住民が気軽に立ち寄れ、地域活動などが行える地域コミュニティの活動の場（「居場所」・「話し合いの場」・「活動の場」・「生涯学習の場」）が必要です。

今後は、ふれあいセンターや地区公民館など、地域の身近な施設に加え、特定年齢層を利用対象とした施設（老人憩の家等や児童厚生施設等）も、将来的に、多世代が利用できる施設へ利用方法や機能を見直し、身近な場所で、地域の子どもから高齢者までの多世代が活動する場を維持していきます。

配置の考え方は以下の通りとしますが、既存施設の活用を基本としていくため、現状では施設規模のばらつきがあることから、施設の大規模改修又は建替え時期には、コミュニティの形成状況、人口動態、利用状況及び同地区内にある市の既存施設の状況なども考慮しながら、施設の廃止や施設規模及び機能の見直しを検討します。

なお、中学校区ごとに配置する施設については、後述のコミュニティ活動施設の機能を確保するには現行の使われ方で一定まかなわれていることから、現行のふれあいセンターの施設規模程度を想定しています。

また、小学校区ごとに配置する施設については、後述のコミュニティ活動施設の機能を確保するために、既存の市有施設や自治会集会所の平均的なものの施設規模から、集会室、和室及び給湯設備等を備えた施設規模を想定しています。

1 小学校区に配置する施設

市民に最も身近な場所に配置する施設は概ね小学校区ごとを目標としていきますが、旧合併町の野母崎地区、外海地区、三和地区及び琴海地区については、地区面積が広いことやその地形から、旧小学校区を含めた概ね小学校区ごとの配置とします。

小学校区に配置する施設については、市の既存施設の活用や、現にコミュニティ活動が行われている自治会集会所、町立公民館において確保します。これら既存施設での確保ができない場合には、財政状況を見ながら新設について検討し、計画的な施設整備を行っていきます。

なお、市有施設以外の施設を活用する場合は、施設の維持管理に必要な支援の検討を行っていきます。

2 中学校区に配置する施設（兼小学校区施設）

多数の人数が見込まれる等の活動や行事のため、小学校区にある施設よりも広いスペースや特定の設備を備えた施設については、概ね中学校区での配置とします。

中学校区に配置する施設は、小学校区に配置する施設を兼ねることとします。

なお、中学校区に配置する施設の標準規模は、延べ床面積 600 m²程度とし、集会室、会議室、調理室、図書室などの機能を有する施設を基本として配置することとします。

3 広域的利用として配置する施設（兼中学校区施設）

中学校区を超えた大規模な催しや講座等が可能な施設として、中学校区にある施設よりも広いスペースやホールなど特定の設備を備えた施設については、都市計画マスタープランにおける地域拠点または交通の便の良い場所に3か所配置します。

広域的利用として配置する施設は、中学校区に配置する施設を兼ねることとします。

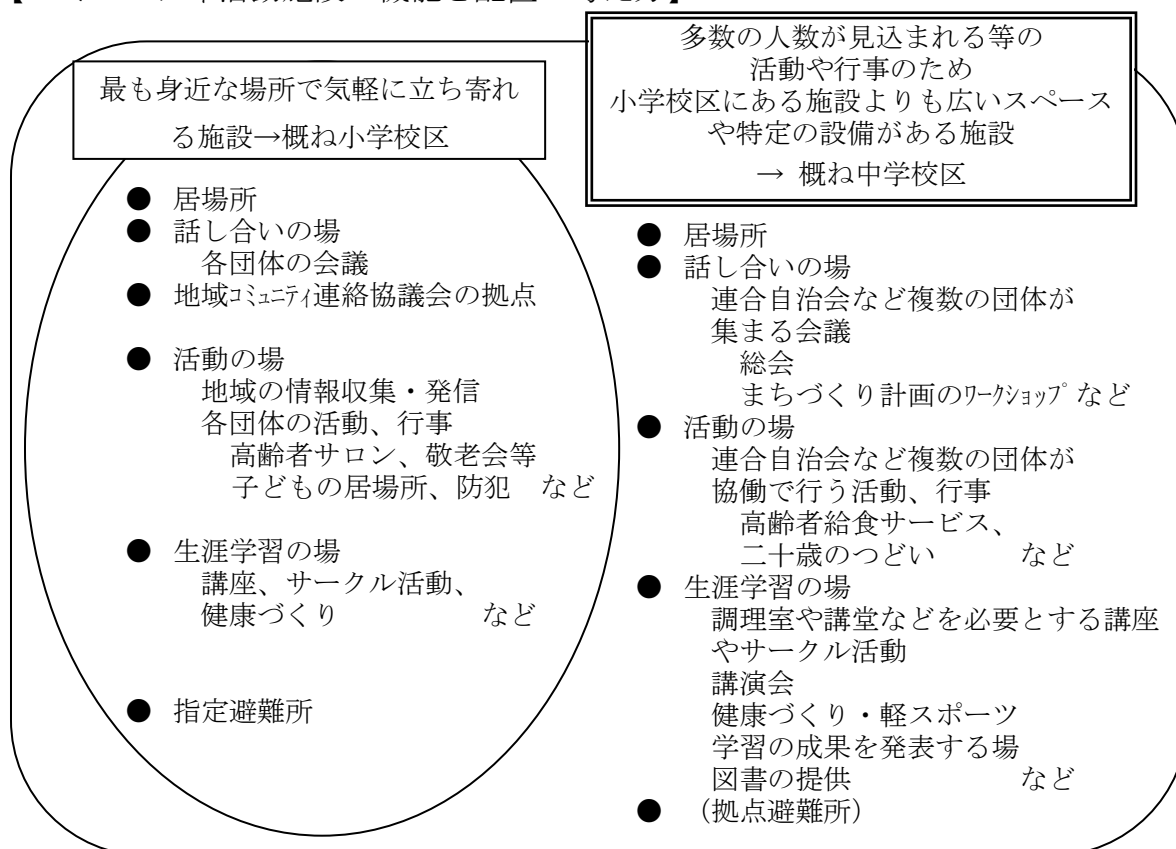
4 全市的利用として配置する施設（兼広域的施設、兼中学校区施設）

広域的利用として活用する施設と同様に大規模な催しや講座等が可能な施設として、広いスペースやホールなど特定の設備を備えた施設を交通の便利のよい都心部及び都心周辺部に2か所配置し、中央公民館と北公民館を位置付けます。

全市的利用として配置する施設は、広域的利用として配置する施設及び各地域の中学校区に配置する施設を兼ねることとします。ただし、今後、2つの施設が、中学校区に配置する施設を兼ねることができるかどうかについては、検討する必要があります。

また、中央公民館については、市民会館文化ホール及び市民体育館が併設されていることから全市的利用として配置する施設に位置付けるものですが、今後、同規模のホールを有する新たな文化施設が近隣に整備されるため、耐用年数65年（令和20年）経過前に文化ホール（ホール部分）を廃止する方針であることから、将来的にはホール部分を廃止した中央公民館のみならず、北公民館も併せて全市的施設としての位置付けを検討する必要があります。

【コミュニティ活動施設の機能と配置の考え方】



【老人憩の家等の考え方】

趣味、文化、スポーツ等、高齢者による余暇活動はさまざまな場所を利用して行われており、高齢者のみが利用する施設の必要性は薄れつつあります。そのため、将来的には老人憩の家及び老人福祉センターは、コミュニティ活動施設へ機能を集約することとし、高齢者専用施設としての用途は、地域の高齢者人口、施設の利用率、耐用年数等を踏まえ、2040年を目途に段階的に廃止します。

【児童厚生施設等の考え方】

子どもが過ごす安全な居場所、遊びの場は、放課後子ども教室の実施、放課後児童クラブの実施、ふれあいセンター等の利用、また保護者同士の交流の場は、子育て支援センターの整備、幼稚園から認定こども園への移行促進等により確保していく方針であり、児童厚生施設等（児童館及び児童センター）は将来的に廃止します。

1-ウ 自主学習・研修施設

少子高齢化が進み、児童生徒数も減少することが予測されますが、引き続き少年の健全育成と市民の生涯学習の振興を図るため、宿泊体験学習機能を維持しつつ、市民向けの体験学習の施設としての充実を目指します。

1 日吉自然の家

子どもたちの日常生活において、他者との関わりや自然体験の機会が少ないという環境の変化を考えると、現在、学校教育のカリキュラムとして取り組んでいる2泊3日の宿泊体験学習の充実が必要です。

あわせて、野外活動及び自然に親しむ学習活動の場として、一般市民全体が利用する施設であることから、市全域を対象とした宿泊体験学習を行う施設として1か所配置し、その場所としては、自然の中で宿泊体験を行うための自然環境が整っており、体験学習の実施にあたり、地元との協力体制も整っていることから、日吉地区に配置します。

2 三和少年交流センター

主に昼間は会議やスポーツ大会時の本部及び休憩所、夜間はスポーツ合宿等の簡易宿泊施設として利用されていることから、公園施設としての設置目的や利用実態に合わせ、施設の改修時期を捉えながら、市民全体に開かれた施設名への名称変更を検討します。また、公園の付帯施設として利用率の向上を図りつつ、宿泊機能については利用状況を踏まえ、建物の更新時期において、ニーズに対応した機能整理を行います。

2-ア 公園施設

公園については、防災・避難等災害に対応できる機能を確保し、バリアフリー化など機能の向上や、複合遊具等を活用した魅力的な子どもの遊び場の創出、地域イベント等の開催が可能な広場等の整備による地域コミュニティの空間の創出、スポーツ施設等の利用環境の充実、健康寿命を延ばす健康づくりのための機能の導入等、多様なニーズに対応した公園づくりを推進します。

また、市内における都市公園の市民1人当たりの標準の敷地面積及び、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの標準の敷地面積はそれぞれ次のとおりとし、都市公園の種類や目的及び誘致距離を勘案し配置の均衡を図ります。

● 1人当たりの敷地面積

- ・本市内の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準 10 m²以上
- ・市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準 5 m²以上

● 公園種別と標準面積

公園種別	標準面積
街区公園	0.1ha (1,000 m ²)
近隣公園	2.0ha (20,000 m ²)
地区公園	4.0ha (40,000 m ²)
総合公園	利用目的に応じて適宜
運動公園	利用目的に応じて適宜

● 公園に必要な機能

- ・遊び ・健康づくり ・スポーツ・レクリエーション
- ・休養 ・自然とのふれあい ・コミュニティ
- ・防災 ・都市景観の形成 ・都市環境の保全 など

なお、公園の種類ごとの具体的な配置については次のとおりとします。

1 総合公園

都市基幹公園として、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため必要な施設です。

平和発信の拠点である平和公園、スポーツの拠点である長崎東公園や野母崎総合運動公園、都市景観の保全やレクリエーションの拠点である稲佐山公園、自然とのふれあいの拠点である金比羅公園、唐八景公園及び川原大池公園など、それぞれの公園において地形や特性を活かし、各公園で機能分担を図りながら住民の総合的な利用に供していること、また、地区公園の配置を補完する役割も有するため、現状の109か所を維持します。

2 運動公園

都市基幹公園として、都市住民全般の主として運動の用に供するため必要な施設です。

市内に1か所のみ設置されており、さまざまな競技種目の大会の開催等スポーツに特化したサービスの拠点として必要であることから、現状の1か所を維持します。

3 地区公園

住区基幹公園として、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供するため必要な施設です。

住民のレクリエーション等の拠点として配置する必要がありますが、過分に配置されている高島地区においては、中ノ島公園及び権現山公園の2か所の廃止を行い、現状の9か所を7か所とします。

4 近隣公園

住区基幹公園として、主として近隣に居住する者の利用に供するため必要な施設です。

日常における憩いの場や避難場所等防災の拠点として配置する必要がありますが、過分に配置されている高島地区においては、利用頻度の低い西海岸公園の廃止を行い、現状の40か所を39か所とします。

5 街区公園（遊園を含む）

住区基幹公園として、主として街区内に居住する者の利用に供するため必要な施設です。

街区公園（遊園を含む小規模な公園）は、737か所ありますが、将来人口の推移及び立地適正化計画における居住誘導区域を踏まえながら、整備面積・配置・機能が過大である地域においては廃止し、不足している地域においては、統廃合や新設により適切な公園整備を推進します。

2-1 スポーツ施設

長崎市は、市民が生涯にわたってスポーツに関わることにより、健康で豊かな生活を送ることができ、また、競技力の向上を図ることにより、地元選手がスポーツ大会で活躍することを目指しており、その活動の場として、スポーツ施設は重要な役割を担っています。

そのためには、市民が身近な場所でスポーツができる施設、スポーツ大会を開催するための機能を備えた施設など、配置場所や利用形態に応じた施設を配置する必要がありますが、スポーツの種類は多種多様であり、すべてを同じ条件で配置することはできないことから、施設の廃止、集約を検討するとともに、県立や民間のスポーツ施設も利用しながら、維持していくことが必要な施設については、可能な限り、施設の機能の質の向上を図ります。

なお、将来的には、新たな競技スポーツやレクリエーションの普及、健康増進のための施策の推進などによるスポーツ施設の需要の増加、県立や民間スポーツ施設の新設・廃止によるスポーツ施設の配置状況の変化、学校の統廃合による学校の体育施設の減少及び立地適正化計画の進捗状況による人口分布の変化も考えられることから、施設の利用状況や利用者のニーズを見極めた上で、スポーツ施設を取り巻くさまざまな環境の変化に対応しながら施設の配置を検討していきます。

施設の配置にあたっては、サービスを提供する範囲（サービス圏域）による施設分類（全市施設、複数地区施設、地区施設）と利用形態による施設分類（大規模大会利用施設、市内大会等利用施設、競技練習等利用施設、レクリエーション等利用施設）の2つの分類の組み合わせによる配置とします。

【サービス圏域による施設分類】

●全市施設

- ・市域全体の市民を対象としている施設。
- ・市域全体を対象として、都心部及び都心周辺部に配置しますが、広大な敷地や大規模な床面積を要するなど、都心部及び都心周辺部への配置が困難な場合は、機能確保を優先し、施設までの移動の利便性を考慮した場所に配置します。

●複数地区施設

- ・公共交通を利用してアクセス可能な複数地区の市民が主に利用する施設。
- ・複数地区施設は、地域の競技練習やレクリエーション等の利用施設として、市内の中央、東部、南部及び北部の各地域内において、各地区からの交通の便がよい場所（地域拠点又は交通結節点）に配置します。
- ・競技練習やレクリエーション等の利用施設は、大会利用施設に比べ、施設機能は求められていませんが、大会利用施設と同様に広大な敷地を必要とする場合は、当該地域内の市民の利便性を考慮し配置します。
- ・プール（温水）については、清掃工場の余熱を利用した施設であることから清掃工場の隣接地に配置します。

●地区施設

- ・身近な場所で地区の市民が主に利用する施設。
- ・普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に配置します。
- ・街区公園等の広場、小・中学校等の体育施設、ふれあいセンター等の軽スポーツ室も地区施設として活用します。

【利用形態による施設分類】

区 分	定 義
大規模大会利用施設	・全国、九州、県大会等の大規模な大会に利用するための施設 ・公式大会開催に必要な競技環境（施設規模や設備等）、競技を見るための観客席及び参加者や観覧者のための駐車場を整備している施設
市内大会等利用施設	・大規模大会利用施設の補助会場や練習会場として、また、市内大会や小規模大会の開催に利用するための施設 ・市内大会等開催に必要な競技環境等を整備している施設
競技練習等利用施設	・主に競技練習や健康増進のための運動に利用するための施設 ・競技練習のための競技環境を整備している施設
レクリエーション等 利用施設	・運動会やイベント開催などレクリエーション等目的で利用している施設 ・レクリエーション等を開催できるスペースがある施設

1 全市施設の利用形態

(1) 大規模大会利用施設

2040年には、人口減少に伴う競技人口の減少は見込まれるものの、競技種目はこれまで同様存続すると考えられることから、現在と同程度の大会開催が見込まれるため、現在と同程度の施設規模及び数量の施設を配置します。

なお、大会開催に複数の施設が必要な場合は、現状でも市内大会等利用施設や大会利用施設以外の施設を補完的に活用し大会を開催していることから、今後も活用することで対応していきます。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
陸上競技場	かきどまり陸上競技場	陸上競技の競技環境については、県営陸上競技場（諫早市）が充実しており、かきどまり陸上競技場は市内大会開催が主な状況です。 フィールド競技（ラグビー）については、全国大会等の実績を有し、今後も大会開催が見込まれます。 補助競技場については、公認は必要としませんが、練習会場として、現在の施設を継続して配置する必要があります。
庭球場	かきどまり庭球場（砂入り人工芝 19面）	大規模な大会を開催するためには、施設規模が大きい（16面以上）庭球場が必要であるため、現在の施設を継続して配置します。
野球場	※県営野球場（県立）	—
体育館	市民体育館 ※県立総合体育館（県立） ※民間施設	市内で大規模な大会（国体九州ブロック大会、高総体、中総体等）が開催される場合、複数の競技が同時に開催されることから、会場として観客席を備えた3つの体育館が必要です。また、大会会場に隣接して練習会場（サブアリーナ）が必要であるため、現在の施設を継続して配置しますが、市民会館の更新時期やホール機能の廃止などを考慮し、今後の市民体育館のあり方を検討する必要があります。
プール	市民総合プール	大会開催のため観客席を備えた日本水泳連盟公認の50m及び25mの温水プールが必要であるため、長崎南北幹線道路整備計画の状況を見極めながら、施設の再配置先を検討します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

(2) 市内大会等利用施設

これまでの市内大会の実績を踏まえ、市内大会を開催することができる競技環境が整備されている現在の施設を継続して配置します。また、大規模大会利用施設の補助会場又は練習会場として利用できる施設を配置します。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
庭球場	市営庭球場	市営庭球場（7面）は県内唯一の屋根付庭球場で、市内大会会場として、また、大規模大会の雨天時の会場としても利用されているため、長崎南北幹線道路整備計画の状況を見極めながら、施設の再配置先を検討します。
野球場	かきどまり野球場	市民早朝野球等の市内大会の会場として、また、全国大会等の補助会場・練習会場としても利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
球技場	市営ラグビー・サッカー場（人工芝） かきどまり運動広場（天然芝）	市内大会会場として、また、全国大会等の補助会場・練習会場としても利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
ソフトボール場	市営ソフトボール場	市民早朝、ナイターソフトの会場として利用されているため、長崎南北幹線道路整備計画の状況を見極めながら、施設の再配置先を検討します。
弓道場	市営弓道場	市内大会が開催できる唯一の弓道場であり、また、競技練習会場としても利用されているため、長崎南北幹線道路整備計画の状況を見極めながら、施設の再配置先を検討します。
アーチェリー場	市民アーチェリー場	市内で唯一のアーチェリー場であり市内大会が開催されているほか、競技練習会場としても利用されているため、現在の施設を継続して配置します。
武道場	諏訪体育館 （柔道場、剣道場、弓道場、ボクシング場、相撲場） ※県立総合体育館武道場（県立）	現在の施設は狭隘なことから主に競技練習のための利用で、大会利用はボクシング場のみですが、市営の武道場として市内大会及び競技練習のための競技環境を備えた武道場が必要であるため、現在の施設を継続して配置します。 なお、建替えの際は、施設の規模・機能の見直しを含め、市民体育館との集約を検討します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

(3) 競技練習等利用施設

主に競技練習や健康増進のための運動に利用される施設で、競技練習のための競技環境が整備されている現在の施設を継続して配置します。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
陸上競技場	市営陸上競技場	1周400mのトラック、1周500mの走路、1周600mの走路があり、学生の陸上競技の練習だけでなく、市民の日常の健康増進のための練習場として幅広く利用されているため、長崎南北幹線道路整備計画の状況を見極めながら、施設のあり方を検討します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

2 複数地区施設の利用形態

(1) 競技練習、レクリエーション等利用施設

地域における生涯スポーツの推進及び競技スポーツの競技力向上を図るため、市内の中央、東部、南部及び北部に体育館、庭球場及びプール（温水）を配置します。

なお、近隣に民間施設がある場合は、民間施設を有効に活用していきます。また、将来は、人口減少に伴い利用者の減少が見込まれます。

このことから、施設の利用状況（稼働率等）などを踏まえ、人口減少に伴う利用者の減少を推計し、将来の利用人口に応じて施設の集約化を図り、施設規模の見直しを行います。

また、大規模大会利用施設についても、大会以外の時は地域の競技練習、レクリエーション等の施設として利用されていることを考慮した配置とします。

なお、次に記載の市営庭球場、かきどまり庭球場、市民体育館及び市民総合プールの4施設については、全市施設と複数地区施設を兼ねることとします。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
庭球場	9施設 47面 (高島庭球場を除く)	庭球場は稼働率が高く、施設抽選において漏れる人も多い状況から、施設が不足していると分析した施設が6施設（市営、かきどまり、小江原、東公園、えがわ、元宮）あるため、今後、稼働時間の拡大や夜間照明の設置検討により利用枠の拡大を図ります。 また、庭球場は、公園機能の一つとして市内全域で分散して配置していますが、人口が集中する中央地域と交通の利便がよい周辺地区の利用率が高いことから、集約し配置した方が、市民の利便が図られると考えられます。 なお、琴海中部運動公園庭球場は、今後の利用状況等の推移を見ながら施設のあり方を検討します。
体育館	7施設	7施設のうち市民体育館は、稼働率が高く大会利用頻度も多いことから、不足する状況もありますが、近隣の学校体育館開放等により利用の補完ができていると考えます。 深堀、三重体育館については、設置経緯を踏まえ、大規模改修や建て替えの時期に施設の利用状況を見ながら、集約化を検討します。
プール (温水)	3施設 市民総合プール 神の島プール 東公園コミュニティプール	水泳競技の練習用や健康増進のための運動用施設として、中央地域に市民総合プール及び清掃工場の隣接地に余熱を利用した温水プールの神の島プールを、東部地域に東公園コミュニティプールを継続して配置します。 南部地域及び北部地域においては、民間施設を活用します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

3 地区施設の利用形態

(1) レクリエーション、競技練習等利用施設

地区における生涯スポーツの推進及び競技スポーツの競技力向上を図るため、公園機能の一つとして配置されているグラウンドを、身近なところで、普段の生活に必要なサービスを提供することができる場所に継続して配置します。

また、街区公園等の広場、小・中学校等の体育施設（運動場、体育館、武道場など）、ふれあいセンター等の軽スポーツ室も地区施設として活用します。

施設種別	現在の施設	配置の考え方
グラウンド	27 施設 (高島を除く)	グラウンドは、公園機能の一つとして、各地区に分散して配置されており、防災、避難場所等の機能も有していることから、稼働率が低いグラウンドについては、維持管理費のかからない広場化への機能転換などを検討します。 また、夜間の利用が少ない施設については、照明設備を廃止します。 外海運動公園運動場については、今後の利用状況等の推移を見ながら、公園機能の一つとして配置されているグラウンドの廃止を検討します。
グラウンド	高島ふれあい多目的運動公園運動場	当分の間は地域振興の観点から、引き続き配置しますが、大規模な修繕が必要となった場合は、公園機能の一つとして配置されているグラウンド及び庭球場の廃止も含めて検討します。
庭球場	高島ふれあい多目的運動公園庭球場	
プール (屋外)	2 施設 市民小ヶ倉プール 市民網場プール	屋外プールの網場、小ヶ倉プールについては、利用者も減少し、老朽化が進み維持コストもかかるため、今後の利用状況等の推移を見ながら、大規模改修が必要な時点で廃止を検討します。
駐車場については、配置場所の公共交通機関や近隣駐車場の状況などを踏まえた配置とします。		

2-ウ レクリエーション施設

レクリエーション（余暇活動）は、日常生活における心身の疲れを癒し、活力を養うことができる重要なものであり、今後もその重要性は変化することがないため、余暇活動を行える場を提供し、市民の豊かな生活を支援します。

余暇活動は、多種多様であり、レクリエーション施設は、その活動にあわせ、官民間問わず設置されているところです。

民間のレクリエーション施設は、時代の流行に合わせて、利潤を生むものが設置されており、市として設置するレクリエーション施設は、市民の豊かな生活を支援するため、世代を問わず誰もが利用できる場を長期的に継続して提供する必要があります。

ただし、体育施設や公園等もレクリエーションを行う場となるため、専用施設として設置するものは、長崎市の豊かな自然環境を活用することで、市内外から多くの方を地域に呼び込むことができ、市全体や地域の活性化に資することができることを条件とします。

また、同様な機能を持つ施設との役割分担や機能の集約化、市民の満足度の把握による施設の充実を進めるとともに、民間での運営の可能性や維持管理費の軽減についても検討を行います。

1 海洋型施設

長崎市の貴重な資源である美しい海を活かして、家族等で安心して海水浴等ができ、市内外から多くの方を地域に呼び込み、市全体や地域の活性化に資することができる施設は存続することとしますが、それ以外の施設は用途廃止とします。

（1）高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場

サンゴを観察できる希少な場所であり、海水浴場とキャンプ場が一体となった施設で、高島地区の地域活性化の役割を果たしており、今後も一定の利用が見込めることから現在の施設を維持します。

（2）伊王島海水浴場交流施設

伊王島地区への交流人口の増加に資する施設であり、今後も一定の利用が見込めることから施設を存続していく必要がありますが、利用者にとってより魅力的な施設とするため、現在の海水浴場の機能を残し、誰もが利用できることを条件として、令和6年度までに民間移譲を検討します。

（3）飛島磯釣り公園

長崎市内唯一の釣り公園で、地域振興及び活性化の役割を果たしており、また、大学や地域主体による地域活性化の動きが始動し、今後、新たなニーズの創出や開拓が期待されることから存続させることとしますが、施設の集約の観点及び維持管理にかかる経費節減の観点から、北側釣り台については、用途廃止とします。なお、釣り公園全体のあり方については、今後の利用者の推移、施設の耐用年数等をみながら検討します。

(4) 黒崎海岸有料シャワー施設

他のサーフスポットでは、サーファー自身で、簡易シャワーやポリタンクなどを準備していることから、今後、改修などに多額の費用を投資する必要性が生じた段階で、用途廃止とします。

(5) 野母崎高浜海岸交流施設（高浜アイランド）

「野母崎地区海岸活用計画」の第1ステップとして整備された施設で、夏季の栈敷に加え、喫茶を中心として年間を通して市民が自然と親しみながら憩う場であるとともに、地区の玄関口にあたる高浜地区にあつて、野母崎地区全体、ひいては市南部地区の情報発信を担う施設です。将来においては、施設の運営状況を見ながら、令和9年度までに栈敷と喫茶の機能分割や民間移譲など、運営方法の変更を含めて見直していくこととします。

2 広場施設

現状の利用状況から将来の利用の増加が一定見込める施設や、スポーツや地元のイベント等で地域の住民の方々に利用されており、今後も同様の利用の継続が見込まれる施設は、存続させることとしますが、それ以外は用途廃止とします。

(1) さくらの里

三京クリーンランド埋立処分場周辺の環境整備の一環として整備された経緯があり、管理については地元自治会が中心となって設立した団体に委託しています。

スポーツの場としての大芝生広場（ソフトボール及びサッカー等球技の開催が可能）及びテニスコート並びに桜の花見など、賑わいの場として一定の利用者がいることから、レクリエーション施設として維持します。

(2) 伊王島ふれあい広場

伊王島地区の地域活性化や観光振興を図ることを目的としており、多目的グラウンド（芝生部分・砂利敷部分）及び駐車場で構成されています。

家族連れ等が楽しむ広場や島内を訪れる方々の駐車場、夏場の海水浴場利用者の臨時駐車場、スポーツ大会やイベントの会場等として利用を見込んでいますが、現状として、効果的な利用が図られていません。

近年、民間事業者による島内の開発・事業運営が進むなか、ふれあい広場の設置目的や、利用状況、地元の意向、将来的な活用予定等を踏まえたうえで、民間移譲を検討することとします。

3 体験型施設

体験型施設は、土地そのものを主たる構成要素として、さまざまな貴重な体験ができるものであり、現状の利用状況から将来の利用の増加が見込める施設や機能は存続させることとしますが、それ以外は用途廃止とします。

(1) 体験の森

森林学習施設（森林体験館）、休養宿泊施設（ケビン）、キャンプ施設、運動広場等があり、市内中心部から車で30分程度で行くことができる施設です。

平成6年の開設から約30年が経過し老朽化が進んでいることから、森林体験学習施設などの自然を身近に体験できる幼児及び児童の教育的な施設については、今後とも一定の利用が見込めることから存続させることとしますが、休養宿泊施設については建て替えを行うことなく利用者が安心して利用し、市民の森を楽しむことができるように適正な維持管理に努め、供用不可能となった場合は用途廃止とします。

(2) あぐりの丘

あぐりの丘は、子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供する施設です。

令和4年10月28日から、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる全天候型子ども遊戯施設（愛称：あぐりドーム）の供用開始に併せて、指定管理者制度を導入しており、民間事業者の能力やノウハウを効果的に活用し、魅力的な施設としていきます。

さらに、次期指定管理者導入（令和10年4月）までに、あぐりの丘に民間事業者による大型の設備投資や建物建設等を誘導し、より魅力的な施設となる手法など、今後の施設のあり方について検討を行っていきます。

4 その他

(1) インフォメーションセンター（長崎のもぎき恐竜パーク）

長崎のもぎき恐竜パークの構成施設であるインフォメーションセンターは、地域活性化及び観光振興の観点や、恐竜パークを訪れた方へのサービス向上を図るため、施設内の案内や施設周辺の地域情報の発信を行う「インフォメーション」機能と、来場者が雨天時などに休憩できる「休憩所」機能を有した施設であり、今後も引き続き指定管理者による管理のもと適切な運営を行います。

4-ア 学 校

学校は、児童生徒が確かな学力を身に付け、集団の中で社会性を育んでいく役割を担っています。また、学校行事や部活動などを通して人間性、協調性を育む場でもあります。

変化の激しい時代の流れのなかで、子どもたちの自ら学び、自ら考える力を育てる教育を学校が行うために、より良い教育環境を提供することは重要なことです。子どもたちは集団生活の中で学習することによって、知的にも社会的にも成長するため、一定の学校規模を確保する必要があります。

長崎市の小中学校の児童生徒数は、昭和 30 年代のピーク時と比較し、約 7 割減少していますが、その一方で、学校の数は大きく変わっておらず、多くの学校で小規模化が進んでいます。

このような中、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができるような学校規模を確保するため、「望ましい学校規模」として、小学校にあっては、人間関係の固定化を防ぎ、集団の中で多様な考え方にふれ、切磋琢磨できるよう、クラス替えができる 12 から 18 学級としています。

中学校では、これらに加え、全教科に教員配置ができることや、部活動の十分な選択ができることなどの理由により、9 から 18 学級とし、小中学校の規模の適正化と適正配置に取り組みます。

また、児童生徒の通学については、原則徒歩通学としますが、バス等の交通機関の利用を認める場合は小学校においては通学距離 2 km 以上、中学校においては 3 km 以上の際に通学費の一定額を補助しており（小学校で 4 km 以上、中学校で 6 km 以上の場合は全額補助）、自宅から学校までバス等の交通機関の利用を含め概ね 1 時間以内の範囲で適正配置を行います。

ただし、島部など地理的な要因等により統廃合が困難な小規模校については、周辺校との交流授業やテレビ会議システムなど ICT（情報通信技術）の活用を行います。

なお、適正配置の実施にあたっては、まずは児童生徒数が少なく二つの学年が一つのクラスで学ぶ、複式学級の早期解消と、学校施設の老朽化を考慮した統廃合について優先的に検討することとしています。

以上の考え方を踏まえ、平成 29 年 4 月に作成した「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画（案）」に基づき、学校の統廃合が行なわれた場合は、2040 年の配置数として小学校 68 校が 49 校に、中学校は 39 校が 26 校になることを想定しています。

4-1 保育所・幼稚園

就労などの理由により、保護者に代わって保育を行う「保育サービス」及び、幼児期における教育を行う「幼児教育サービス」は、人口減少や社会情勢の変化にあっても、安心して子どもを生み育て、地域や社会に見守られながら、子どもたちが健やかに育つ環境を整えるうえでは必要です。

「官から民へ」の流れの中で、行政が果たすべき役割を見極め、民間に事業を委ねることが可能なものについては民間活力を活用しますが、行政においては、「公的幼児教育・保育の確保」（セーフティネット機能）という役割を担う必要があることや、教育・保育への行政による一定の関与を確保する観点から、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ市立の認定こども園が必要です。

配置については、全市的なエリアを対象として、交通の利便性を勘案し、市内中心部に1か所配置します。

また、高島地区においては、民間での幼児教育と保育の機能確保が困難であるため、保育需要を見極めながら、島内に1か所、市立認定こども園を配置することを検討します。

4ーエ 放課後児童クラブ

子どもたちの放課後等における安全・安心な居場所の確保を図るために、小学校区ごとに放課後児童クラブを設置します。

児童数は、ほとんどの小学校において減少が見込まれるものの、保護者が安心して働けるよう、子どもたちの放課後等において、適切な遊びや生活ができる場所を提供する必要があるため、基本的には、小学校区ごとに利用見込みに応じた放課後児童クラブを配置することとしています。

放課後児童クラブの子どもの集団の規模は、放課後児童クラブ運営指針に基づき、子どもが相互に関係性を構築し、1つの集団としてまとまりをもって共に生活し、放課後児童支援員が個々の子どもと信頼関係を築くことができる規模として、概ね40人以下とします。

放課後児童クラブの配置については、学校の統廃合と併せて、事業者に対し放課後児童クラブの運営の統合を働きかけていくとともに、1つの事業者が複数の放課後児童クラブの運営を行うよう、調整を図ります。

また、学校の統廃合にかかわらず規模が小さい放課後児童クラブが生じる場合は、子どもたちの環境面や、クラブの運営面における影響を考慮し、特に利用児童数が10人以下の小規模の放課後児童クラブについては、適正な規模となるよう統合を図っていきます。

その際、放課後児童クラブが未設置校区となる児童については、既存の送迎支援に係る補助制度の利用を図りながら、安全面の確保を行っていきます。

新たな施設整備や施設の更新が必要となる場合は、事業者による施設整備を支援することで、子どもたちの放課後等における居場所の確保を図ります。

4-オ 学校給食施設

将来にわたって安全で安心なおいしい給食を、安定的に提供できるよう新たに学校給食センターを建設し、バリエーションに富んだ献立の提供、代替食等アレルギー対応の充実、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たい状態で提供する適温給食をすべての児童生徒に提供することを目指し、学校給食の充実を図ります。

長崎市の学校給食は、小学校において直営・自校方式で始まり、中学校給食は小学校との親子方式、保温食缶配送方式等で実施してきました。また、学校給食の提供についての効率化を図るため、公設民営による民間委託を進めてきました。

学校給食の現状は、調理器具の設置の有無により献立内容に学校間の違いがあること、現行の給食室に食物アレルギーへの対応が可能な専用室を設けることが困難であること、また、多くの給食施設が学校給食衛生管理基準に定められたドライシステムではなく、老朽化に伴う改築や設備の更新が必要となっています。

さらに、1つの学校で2校分の給食を調理する親子方式を行う場合は、建築基準法上「工場」とみなされるため、防火シャッター等を設ける改築に加え、調理スペースや食器食缶の保管スペース確保のため、増築や大規模改修が必要となりますが、既存の学校の給食室に新たに設置することは困難です。

そこで、アレルギー専用室を整備することにより食物アレルギー対応の充実が図れること、学校間で献立内容の違いをなくし、適切な衛生管理が図れることなどから、学校給食センターを建設することにより、学校給食の充実を図ります。

離島を除く既存の学校給食施設を集約化し、あわせて民間委託による運営を行うことで、今後の経費削減など、業務の効率化を図ります。

また、学校給食は食育の生きた教材としての活用が期待されているため、学校給食センターには学習、食育機能の役割を果たす施設として、見学機能、食の学び、食の教育研修など食の学習の拠点となっていくことが求められます。

学校給食衛生管理基準に「調理後2時間以内の喫食」との規定があることから、配送時間をおおよそ40分以内とし、幹線道路へのアクセスの利便性を勘案したうえで、市内に3か所（北部地区、中部地区、南部地区）の学校給食センターを建設することとし、うち北部地区については、令和4年1月に北部学校給食センターの供用を開始しました。

今後も、順次、（仮称）南部学校給食センター及び（仮称）中部学校給食センターの建設を進めることとし、建設後は、段階的に離島地区を除く学校給食共同調理場を廃止します。

なお、食数が3か所で賄えない間は、三和学校給食共同調理場や一部の学校の給食室の活用を図ることとします。

5ーア 母子生活支援施設

経済的困窮や住居問題を持つ家庭への訪問等による助言指導だけでは、十分な支援ができない養育に不安を抱える母子が入所し、安全安心な環境の下で保護するとともに、生活実態を見るなかで、自立して社会生活に適応できるよう支援を行うため、母子生活支援施設を設置しています。

また、近年、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）や児童虐待の被害を受けた母子の避難場所ともなっており、今後も、さまざまな母子の状況が想定されるため、養育に不安を抱える母子を保護し、自立に向けて支援していきます。

施設の利用者数は、現状では減少傾向にありますが、養護相談が増加傾向にあり、こども総合相談件数の中で養護相談に占める割合は年々増加しています。養護相談から入所につながったり、婦人相談所等を退所した後の支援先としても利用される施設であるため、全市的な施設として市内1か所の配置を維持しますが、今後のあり方については民間移譲も含めて検討します。

なお、潜在する保護を必要とする母子世帯については、今後更に相談窓口の周知を行うことで、支援につなげるものとします。

5-1 子育て関連施設

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の状況が変化してきたことにより、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加しています。また、今後の人口減少により、更に状況が変化することが予想されますが、安心して子どもを生み育てることができ、地域や社会に見守られながら子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育て支援機能を充実します。

1 子育て支援センター

子育ての不安感・負担感を軽減することを目的として、地域の身近な場所で保護者が気軽に相談、情報提供、交流ができる機能を持った子育て支援センターを設置します。当面の目標として、第2期子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）に基づき、市内を16区域に区分し、利便性を勘案して、各1か所は配置します。（令和4年度末現在、15区域配置済み）

なお、第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間は令和6年度までですが、実際の利用実績等に大幅な差異が生じた場合は、事業計画の見直しに合わせて見直すこととします。

設置にあたっては、市の既存施設の活用に加え、民間施設も活用しますが、活用できる施設がない場合には、新設について検討します。

また、発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを育てる保護者の負担軽減を図るため、気軽に交流や相談等ができる発達障害支援に特化した子育て支援センターを市内に配置するとともに、利用者の実態やニーズを踏まえて、より良い施設のあり方及び場所についても検討します。

2 （仮称）こどもセンター

子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども自身の育ちと子どもを育む親の育ちを支援する施設として、「（仮称）こどもセンター」をまちなかに配置することを検討します。必要な機能については、中核的な子育て支援センターとしての機能も含めて、今後検討していきます。

6ーア 障害者支援施設

少子高齢化及び人口減少が進むなかにおいても、障害児・者への支援の必要性は高いため、機能訓練、スポーツ・レクリエーション、文化・教養等の講座の実施など、障害者への福祉の増進を図ります。

障害者への福祉の増進を図るためには、障害者の生きがいを高めるとともに、社会参加・地域交流の促進や、相談、療育、スポーツ・レクリエーション等の各分野で、専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供する拠点が必要です。

障害福祉センターは、在宅障害者福祉の拠点施設として建設され、以後、相談、療育、スポーツ・レクリエーション等の各分野で、専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供することにより、障害者の生きがいを高めるとともに、社会参加・地域交流の促進を図ってきました。

また、障害者自立支援法（平成 25 年度からは障害者総合支援法）の施行により、国や地方において、障害者を地域で支える仕組みが強化されるなか、障害児・者支援の中心的役割を担う障害福祉センターのニーズは高まっており、障害者数も依然として増加傾向にあるなかで、現在の機能は将来にわたって維持していく必要があります。

障害福祉センターは、障害者の活動の場を確保し障害者を支援するための中心的な施設であり、専門的な機能が必要になることから、市内 1 か所の配置を維持し、交通アクセスを考慮した現在地に設置します。

なお、近年増加している発達障害児に対する支援にあたっては、子どもへの対応や訓練の方法が大人とは異なること、本人だけでなく保護者に対する指導やケアのほか、情報交流の場を確保することも重要です。そのため、センターを置く施設内において、発達障害児の療育機能を他の障害福祉サービス等に係る機能と分けることにより、発達障害に関する専門的な診察や訓練、相談等をより効果的に実施します。

7ーア 保健施設

医療の空白時間帯である夜間、年末年始の診療サービス及び離島やへき地など、民間による医療が不足している地域の診療サービスを行い、市民の健康を維持します。

また被爆者が安心して生活できるよう被爆者の健康診断は継続して実施します。

1 夜間急患センター

医療の空白時間帯である夜間及び年末年始に、軽症患者の救急医療を行う市内唯一の診療所であり、限られた医師（特に小児科医）で、初期から三次までの救急医療体制を確保するためには、これまで以上にすみ分けが必要です。初期救急を担う夜間急患センターの必要性は引き続き高く、患者数の見込みや医師の状況等を踏まえると、機能を維持する必要があると、交通アクセスを考慮し、市内中心部に1か所の配置とします。

●受診者の状況

- ・人口減少に伴い、現在1日40人程度の患者が30人程度に減少すると見込まれます。
- ・小児科については、人口減にもかかわらず受診者は微増しています。

●医師の状況

- ・医師、特に小児科開業医の減少、高齢化が進んでいます。
- ・輪番制病院等救急病院にも小児科は4か所しかなく、将来も増加は見込めません。

2 診療所（伊王島、高島、野母崎、池島、小口）

離島やへき地などの医療が不足している地域の診療サービスを行います。民間による代替も採算面から困難であるため、現行どおり、各1か所の配置とし、5か所とも配置しますが、他の施設との複合化や、患者数などの状況に応じて診療日数・運営方式の効率化を図っていきます。

●受診者の状況

- ・人口予測から見ると、人口減少に伴い、患者数は減少し、半減する可能性が高いと考えます。

●医師の状況

- ・医師の人材確保が課題です。

3 原子爆弾被爆者健康管理センター

被爆者の平均年齢が84歳を超えた現状からは、今後も、健康管理センターの利用は大幅に減少していくことが予想されます。

被爆者健康診断は、当該施設のみならず、公営及び民営の医療機関でも実施することができると、健康管理センターは廃止とします。

〈廃止の時期〉

今後も、当該施設の利用者が大幅に減少していくことが予想されることから、今後の見通しを精査し、廃止に向けた時期を検討するとともに、廃止に向けて、当該施設を縮小していきます。

7-1 健康増進・入浴施設

市民の健康増進及び公衆衛生の向上を図るために、風呂がない住宅が多く、民間参入が見込めない離島地区については、引き続き入浴サービスを提供することとしますが、利用者数の減少に伴い、必要な施設規模へ縮小し、高島・池島の離島地区に既存施設をそれぞれに1か所存続します。

なお、離島以外の地域にあっては、公衆浴場としては、民間での提供が可能であるため、民間移譲を検討します。

1 高島地区

島内唯一の施設である高島いやしの湯を現在地に存続します。将来的には、当該施設については、人口・世帯数の減少及びそれに対応する市営住宅の風呂の整備率の状況をみて、当該施設の存廃について判断します。

2 外海（池島）地区

池島の港浴場については、人口・世帯数の減少状況等をみて、島内に所在する他の公共施設と併せて、当該施設の存廃について判断していく必要があります。

3 三和地区

離島以外の地域にあっては、公衆浴場としての機能は必須ではなく、健康増進としての機能は民間でも提供可能であることから、健康づくりセンターについては、現在の指定管理期間である令和6年度末をもって、民間移譲を検討します。

7ーウ 火葬場

高齢者人口が増加しているなかで、火葬件数の増加に十分対応するとともに、故人との最後の別れの場に相応しい施設として、今後も市民のニーズに応えていきます。

火葬場は、衛生的な市民生活の維持に必要不可欠な施設です。

国の通知において、火葬場、墓地等の経営主体は、原則地方公共団体とされており、行政が関与する必要性が高いものです。

火葬件数は 2038 年頃をピークに増加し、以後緩やかに減少するものと考えられます。火葬件数の増加と火葬場の混雑防止のため、平成 28 年度から予約制を導入しており、現在の火葬場の施設規模（火葬炉数）で、当分の間、火葬件数の需要を賄うことができることから、現在の市内 1 か所の配置を維持します。

将来の建替えにあたっては、現地建替えも選択肢の一つとして、建替え予定地の地元住民の意向を十分に尊重するとともに、施設の規模や緑化などの環境整備、住宅地からの距離に配慮して建替え場所を検討します。

7-エ 墓地等

1 墓地

墓地は市民生活にとって必要なものですが、現在、墓地管理業務を行う中で、全市的な数が不足しているとは認められず、また、長崎市の人口減少が予測されるなかで、民間経営によるものを含め、全市的な新たな墓地需要は減少することが予測されます。

市有墓地については、将来にわたり安定的な運営が見込まれ、安心して利用できることから、今後も一定のニーズが見込まれ、現在の市有墓地は、概ね利用しやすい立地条件にあることから、市有墓地7か所は、現在地に同規模を維持します。

2 無縁遺骨安置所

無縁遺骨安置所は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により行旅死亡人（住所、居所若しくは氏名知れず引取者なき死亡人）は、市町村長が埋葬又は火葬を行わなければなりません。また、墓地、埋葬等に関する法律により、埋葬又は火葬を行う者がいない者の死体は、市町村長が埋葬又は火葬を行うこととなっており、無縁遺骨安置所が必要です。

また、近年は事情により遺族が引き取らない遺骨が増えているため、保管スペースを確保するための工夫を行いながら、現在地1か所の配置とします。

8ーア 流通拠点施設

地理上、西の端に位置する長崎市において、市民の食生活に必要不可欠な青果物を全国から集荷し、適正な価格で安定供給するためには、施設の整備・維持等において行政の関与が必要です。

地域に密着したスーパーマーケットや小売店等は、人口減少や大型量販店の台頭により減少しているものの、依然として地域の食生活を支える重要な役割を担っています。これら小売店等が過度の負担なく充実した品揃えを行うためには、卸売市場が引き続きその機能を維持していく必要があります。

また今後、食生活や流通構造の変化に伴い卸売市場に求められる役割も変わって来るとも考えられるため、その時々状況に対応していくとともに、市場内事業者が経営体力を増強できるよう、新たな取引形態に対応できる柔軟性を持つ必要があります。

そこで、市場内事業者が新たな取引先や取引形態の開拓等により取扱量の拡大を図ることができるよう、公正な取引を維持しつつ、取引における規制の緩和（※）等、自由度の高い環境を整えていくこととします。

施設については、今後の取引量に見合う規模とし、配置場所は、現在地が市内中心部からそう遠くなく、また長崎自動車道のインターに近いことから、諫早市、大村市等からのアクセスを勘案し、配送業者や売買参加者にとって利便性の高い現地のままとします。

※取引ルールの規制緩和について

これまで卸売市場法により、卸売業者が市場内の仲卸業者や売買参加者以外へ販売すること（第三者販売）や仲卸業者が卸売業者以外から買い入れること（直荷引き）、また、市場外での取引などが禁止されていましたが、2018年6月の卸売市場法の改正（2020年6月施行）により、これらの取引に係る規制が緩和され、取引ルールは市場ごとに定めることとされました。

8-1 商業振興施設

1 市設小売市場

民間の流通機能の発達により、公設小売市場の必要性は低くなっているため、食料品等の生活必需品の安定供給機能の確保を前提に、市設置の小売市場は廃止します。

2 農水産物直売所

2040年に向けて、農山漁村では人口減少、高齢化が都市部よりも進行し、農水産業従事者も減少することが予想されます。

農水産物直売所は、小規模生産者等の所得向上などを通し、地域の農水産業振興に寄与するものであり、安定的な収入確保という面で、農水産業従事者の減少対策としての効果が高く、地産地消の拠点として必要です。

行政としては、農水産物の付加価値向上や加工品の生産、イベントや生産者に関する情報発信などを支援することで、農水産業の活性化や地産地消を推進します。

運営については、長崎市内の17か所の農水産物直売所のうち、公設の3か所を除く15か所は民設民営によりさまざまな規模や事業主体で実施されていることから、行政サービスとして実施する必要性が低いと見られ、民間移譲を基本とし、民間移譲にあたっては、地域の農水産業の振興・活性化に寄与でき、継続的な運営ができる団体に移譲します。

設置主体が市町村などに限られる「道の駅」夕陽が丘そとめについては、直売所部分を民間移譲すると「道の駅」として設置できないこと、また地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供するだけでなく、地域の観光客の受入施設として行政サービスを提供する必要性が高いことから、今後も外海地区における「道の駅」としての必要性が高いことを勘案し、引き続き指定管理者制度による管理を継続します。

販売額が少なく、機能を代替できる民間施設が周辺にある場合など、その意義が薄れている農水産物直売所は廃止します。ただし、地域によっては、農水産業の振興のみならず、観光振興や地域振興などの観点から、情報発信機能の必要性があることも考慮し、道の駅（公設）としての設置などを含め、そのあり方について検討を行います。

（1）道の駅夕陽が丘そとめ

市内の農水産物直売所の中でも販売額、出荷者数も多く、今後とも外海地区の農水産業振興を担う施設であり、本市唯一の道の駅として地域の拠点施設の一つとなっています。世界遺産登録による観光客の増が見込まれる外海地区における、観光客の継続的な受入施設の一つとして、行政が関与していく必要があります。

「道の駅」のブランド力を活かした情報発信力を活かすため、指定管理者制度による管理を継続します。

（2）三和農水産物加工直売所

市内の農水産物直売所の中でも販売額、出荷者数も多く、今後とも三和・野母崎地区の農水産業振興を担う施設ですが、民間での運営が可能と考えられますので、農水産物直売所が果たす役割を勘案し、地域の農水産業の振興や活性化に寄与でき、継続的に運営できる民間団体に移譲します。

8-ウ 水産業振興施設

長崎市の漁業は漁業者数の減少に伴い漁獲量も減少していくことが予想されますが、漁獲量、漁業者の減少を抑制するには、水産資源量を維持し、漁業者1人当たりの漁獲量や収入を安定的なものとしていくため、種苗生産により水産種苗を安定的に供給し、放流事業を持続的に行っていくことが不可欠です。

また、養殖業についても、その重要性が増しており優良な種苗を生産し、高品質な養殖魚の生産に寄与する必要があります。市の役割としては、民間種苗会社が生産していない地域ブランドとなる魚種について、良好な種苗を供給します。

あわせて、付加価値が高い魚種の種苗生産技術や低コスト養殖技術の開発、陸上養殖等新たな技術の検討、沿岸漁場の環境調査、赤潮、魚病対策等に係る施策を充実させ、沿岸漁業の振興を図ります。

1 水産センター

水産資源の維持・回復のための種苗生産・放流や、新たな魚種の養殖業の振興等に係る量産技術開発、魚病診断及び漁業体験等教育活動を行うなど、漁獲量の維持を目的とする水産業振興施策を実施するためには、その拠点となる施設が必要であるため、現在の市内1か所の配置を維持します。

2 南風泊漁港水産会館

高島地区の漁業振興のために設置された施設であるため、当面は現状を維持しますが、地区内漁業者数の減少を踏まえ、施設の廃止及び地元漁協への移譲について検討します。

3 クルマエビ幼稚仔保育場

クルマエビ資源の回復と安定を図り、沿岸漁家の経営の安定・向上を図ることを目的に整備され、クルマエビを放流するにあたって放流効果を高めるために中間育成を行う用途で活用されてきました。

しかしながら、漁業者数の減少に伴い、放流尾数が減少し、水産センターの施設内で中間育成が可能となったこと、更には橘湾におけるクルマエビの漁獲量の激減を背景に、主に漁獲されるエビがクルマエビからクマエビに変わってきたことから、クルマエビの放流は平成27年度をもって終了し、平成28年度からはクマエビのみ放流が行われるようになりました。

これらのことから、クルマエビ幼稚仔保育場の当初のニーズはなくなったものとし、用途を廃止しますが、施設については、海面上に立地する施設であることから、活用を行う上での法的、手続き的課題の再整理なども含めて、調査・検討を行っていきます。

8-エ 農林業振興施設

農業の担い手不足や従事者の高齢化が進んでおり、2040年においては、更に人口減少・少子高齢化が進むことで、生産力の低下が懸念されます。

意欲ある農林業者の確保を行うため、後継者や新たな担い手の育成、及び意欲を持って取り組む農林業者の支援を進めながら、農林業者が安全・安心で新鮮な農林産物を安定的に供給し、経営が安定するよう、施設園芸やブランド化品目の生産性と収益性向上に向けた支援に努めます。

高齢者が多い農業者を支援するためには、農作業のある程度の経験や技術を持った人材が存在し、農業生産活動に関わることが大切であり、農作業の体験や技術を習得ができる人材が必要です。

また、就農者、農業後継者の減少により農地の荒廃が進行したため、遊休農地の有効活用も図ります。

一方、有害鳥獣の生息環境の変化や人的圧力の低下に伴い、生息区域が拡大し農産物被害が深刻化しています。捕獲した有害鳥獣を有効活用することで、人的圧力を維持し、生息域の拡大を抑制し、農業環境を整えます。

1 外海ふれあい農産加工所

当施設は、池島炭鉱の閉山(平成13年11月)に伴う地域振興プロジェクト事業により設置された施設で、雇用を確保し、郷土食文化及び農産加工技術の伝承や新商品の開発、加工体験等、農業・地域振興の拠点であり、加工品の売上向上、加工体験受入の強化が図られるよう、指導・支援をしていきます。また、道の駅「夕陽が丘そとめ」をはじめとして市内直売所を中心に加工品の普及に努めています。

人・農地プランの整備計画の中で、都市と農村の交流推進のため、大中尾棚田の情報発信拠点として位置づけていることから、今後は、管理委託先である外海農産加工組合の経営力強化及び、施設の機能強化を図りながら、現在の施設が使用可能な間は施設を維持し、農業振興・地域振興につながるような運営のあり方について、継続して検討します。

配置については、駐車場や県道に接しているなど利便性がよく、加工体験の受入などに優れている現在の配置とします。

2 農業センター

繁忙期に人材を必要としている農業者の労力支援を行う人材(農業ヘルパー)育成の拠点施設として、「長崎いきいき農業特区」に基づき新規就農者の育成・確保を行い、農業の振興を図ります。

今後高齢化が進むなかで労力支援の高まりに対応する必要があるため、引き続き行政が関わっていきますが、運営については民間主体の取り組みを進めます。

なお、配置については、東工場建設時より、地元雇用対策の施設として位置付けられていること、また、労力支援の体制がとれる唯一の施設であることから、市内1か所の配置とし、環境が整備されている現在地に配置します。

3 広域畜産環境施設

畜産業を営むうえで必要である副産物の処理を行う堆肥化処理施設であり、当該施設周辺には畜産農家が多く、事業の承継人もいることから、将来的にも施設は必要とされることが考えられます。

また、三京クリーンランド埋立処分場建設に伴う地元還元施設としての必要性もあり、周辺の環境への配慮などから、現行の場所に1か所の配置とし、引き続き行政による運営を行います。

4 イノシシ等処理加工所

捕獲したイノシシ等を有効活用し、有害鳥獣の捕獲意欲の高揚と販売促進などの取り組みを行う拠点施設であり、処理頭数の実績を踏まえ市内1か所の配置とし、引き続き行政による運営を行います。

5 市民農園

就農者、農業後継者の減少により農地の荒廃が進行したため、遊休農地の有効活用と併せて、都市住民が土に親しむことで、農業に対する理解を深めてもらい、『都市と農村のふれあいの場』となることを目的として、ファミリー農園とともに、一体的な取組を進めていることから、今後も推進していきます。

農業への理解と農業集落を活性化するためには、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培ができる拠点施設が必要です。

市民農園として利用できる農地として整備しているのは、平山市民農園、三重市民農園、琴海赤水ふれあい農園、高島農園の4か所であり、利用する市民が、自然環境の中で健康的に利用しつつ農業への理解を深めることができるため、現在の配置とします。

現在、市主体による運営を行っていますが、今後は、特定農地貸付法による民有地借上方式の市民農園（平山・三重）については、企業やNPO法人などの開設による民間活力の活用を検討を進めます。

市有地の琴海赤水ふれあい農園については、併設する農村公園である赤水公園の施設の一部として、また、高島農園については、離島という地理的状況から利用率は低いものの、遊休農地の有効活用の観点から、従来どおりの管理を継続するものとします。

6 植木センター

植木園芸に関する400年以上の歴史を持つ松原地区一帯を「植木の里」と位置付けており、今後も植木園芸の振興及び情報提供を行う拠点として松原地区に必要なものであるため、現在の配置とします。

地元との役割分担により進められた植木の里整備事業により、その中核施設として設置され、植木園芸の振興及び情報提供の場としての活用のほか、地域活動の場としても活用されていることから、2040年においても指定管理者制度により引き続き行政による運営を行います。

9ーア 図書館

2040 年は、現在より更に高度化した情報化社会、高齢化、生活の多様化などが見込まれており、市民に対して必要に応じた情報の提供を行うことは、ますます重要となるため、更なる資料の収集・保存を行い、適切な情報発信を行うなど積極的な行政サービスを提供します。

市立図書館と各地区のコミュニティ施設等の図書室は、ネットワークでつながれており、希望の場所で本の受取りや返却を可能とし、市民が身近な場所で図書館サービスを利用できる体制を確立できていることから、その中核となる市立図書館は、市内に1か所の配置とし、現在地に引き続き設置します。

香焼図書館は、令和2年3月に香焼地域センター内に移転しましたが、施設の位置づけについては今後、検討していきます。

9-1 博物館等

博物館等は、関連する資料を収集、保管、展示し、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うことで、教育の振興や、学術及び文化の発展に寄与することなどを目的に設置しています。

また、地域の特徴的な歴史文化遺産を明らかにし、顕在化することで、自分の街への誇りや愛着の涵養や、ひいては地域活性化にもつなげます。

今後とも、貴重な資料を保存し、研究していくとともに地域独自の文化、歴史を適切な場所から発信していく必要があり、更に観光資源としても活用し、交流人口の拡大につなげます。

一方、展示物の老朽化等により設置当初の機能を果たせていないものや、展示物の移転・集約が可能な施設もあるため、全体として見直しを図ります。

1 長崎歴史文化博物館

長崎県と共同設置し、近世長崎の歴史的資料や美術工芸品等を展示しており、長崎の歴史を語るうえで重要な博物館です。

長崎奉行所跡地という歴史的な場所で、交通の便がよく、観光客等も来館しやすい現在地に配置します。

2 歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館

歴史資料、民俗資料の収集保存、展示、調査研究という目的を同じくする施設であることから、複数設置を見直し、現在の歴史民俗資料館に集約します。

ただし、歴史民俗資料館運営委員会における協議結果に基づき、外海歴史民俗資料館の展示資料のうちキリスト教関連資料等の地域特有のものは、外海地域内の既存施設で展示します。

歴史民俗資料館は、現在、平和会館の地下に位置していますが、野口彌太郎記念美術館が旧長崎英国領事館に移転した後は、入館しやすい1階に移転します。

なお、当面の間は、駅や主要な観光施設からの交通の便がよい平和会館を利用しますが、平和会館が平和目的に特化して使用することとなった場合においては、配置場所を検討します。

3 シーボルト記念館

シーボルトに関する、国指定重要文化財を含む貴重かつ膨大な資料を保管・展示しており、国指定史跡シーボルト宅跡隣接地に設置することが重要な意味を持つため、現在の場所に配置します。

4 サント・ドミンゴ教会跡資料館

江戸時代初期の貴重な教会遺跡である「サント・ドミンゴ教会遺構」を発掘後、一部顕在化したものであり、長崎市のキリシタン関係の歴史の一端を、身を以って体感できる施設です。

出土品を展示する資料館として活用し、教会遺跡を利用した施設であるため現在の場所に配置します。

5 高島石炭資料館

旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を展示する施設であり、観光資源としての入館者が見込まれるため、現配置数を維持します。

高島町の島内で観光客等が立ち寄りやすい場所に配置します。

6 深堀貝塚遺跡資料館

地域の歴史をたどる“まち歩き”の動線上にあり、深堀地区の原始時代から現在までの歴史をもとに地域の成り立ちを知っていただくための重要な施設です。

将来的には現在地での配置を原則とし、多くの人に観覧してもらうために、周辺に配置されている公共施設を含めた再編整備を検討します。

7 野口彌太郎記念美術館

野口彌太郎画伯の遺族から寄贈された美術作品や資料を展示しています。

展示場所については、寄贈を受けた際に定められているため、旧長崎英国領事館保存修理工事完了後、美術館を移転し展示します。

8 遠藤周作文学館

日本を代表するカトリック作家として世界的に評価されている、遠藤周作氏の貴重な遺品、直筆原稿、書簡、蔵書などの調査研究資料を保有する国内外唯一の施設です。

これらの資料を広く市民の観覧に供し、あわせて遠藤文学に関わる資料の収集、保存、観覧並びに情報発信を行うことにより、遠藤周作氏の功績を顕彰し、後世へ継ぎ、もって市民の文化の向上に資することとしています。

現在施設が配置されている外海地区はキリスト教史において稀有な歴史を持ち、カトリック作家遠藤周作の代表作『沈黙』の舞台となった縁の地です。また、文学館は、キリスト教における稀有なストーリーを持つ外海地区の歴史や遠藤文学という文化資源を活かした交流の拠点となっています。

文学館建設構想が持ち上がった際に、関わりが深い全国の候補地の中から、現在地に建設が決定された経緯もあるため、現施設を維持します。

9 科学館

科学分野の発展には、子どもの頃から科学に触れ、科学に対する興味関心を持ち、環境づくりを提供することが重要です。今後も、科学に関する事業や展示の充実を図り、市民の科学への興味関心を高めます。

科学館は、科学に触れ・楽しみ・学ぶ機会を提供する施設としての機能を果たしており、今後も維持する必要があるため、全市民を対象とした施設として、交通アクセスのよい市街地に1か所配置します。

10 十善寺地区まちづくり情報センター・蔵の資料館

唐人屋敷跡は、鎖国時代の日本において、出島とともに海外貿易の拠点として重要な役割を果たした場所であり、長崎市の観光の面からも大きなポテンシャルを持っています。この特色ある地域の魅力を活かしたまちづくりを進めるため、現在、唐人屋敷顕在化事業に取り組んでいます。今後も、まちづくり活動を継続していくとともに交流人口の拡大を図っていきます。

現施設は、地域住民のまちづくり活動の推進と交流を図るとともに、地域や観光客等の来訪者が唐人屋敷の歴史を学ぶなど、より地域の魅力を感じられるための拠点施設として設置しました。まちづくり活動の継続と更なる交流人口の拡大を図る上で、拠点施設のサービスの受け手は増加し、今後一層、必要性は高まっています。

唐人屋敷跡は、東西約 160m、南北約 230mとコンパクトで徒歩での移動が可能な範囲であることから、現在の施設で対象地区を十分カバーしており、立地的にも唐人屋敷跡地区のほぼ中心に位置していることから、現在の配置場所とします。

11 収蔵庫

長崎市が所有する歴史資料や美術品を適正な環境で保存・保管し、後世に伝えていくためには、劣化を防ぐために適切な環境（温度・湿度）を備えた収蔵庫が必要となりますが、個々の施設において、数種類の温湿度設定の収蔵庫を整備するのは非効率であるため、設備投資の効率性から 1 か所において保存・温湿度環境を整え配置します。

平和会館 1 階の野口彌太郎記念美術館が移転した後、地階の歴史民俗資料館を 1 階に移転し、地階及び 2 階を長崎市の収蔵庫として環境を整備し、利用します。

ただし、平和会館が平和目的に特化して使用することとなった場合においては、歴史民俗資料館と併せて配置場所を検討します。

12 恐竜博物館

長崎市内で国内初となるティラノサウルス科大型種の歯の化石をはじめとした多種多様な化石が、白亜紀後期の三ツ瀬層（約 8100 万年前）から見つかっています。この新たな長崎の魅力について、子どもから大人まで楽しむことができ、市民の知的関心、学校教育のニーズ及び地域を育む学習を支援するために、化石などの自然史資料を適切に管理し、調査を主導でき、かつ長崎市の恐竜や化石について市民が深く学べる拠点施設が必要です。

また、化石発掘場所などの地域資源を活かした取り組みにより、地域の交流人口を増加させ、地域の経済や観光の活性化を図り、地域振興につなげていきます。

そこで、調査研究、資料の収集、展示及び教育活動並びに地域振興に資する恐竜博物館を、発掘場所に近く、フィールドミュージアムとして野外資源を有効活用できる場所に 1 か所配置します。

13 長崎（小島）養生所跡資料館

「長崎（小島）養生所」は、長崎海軍伝習所教官であったオランダ軍医ポンペの病院設立の願いにより、1861 年（文久元年）に開設された我が国初の近代西洋式病院です。

日本近代西洋医学発祥の地に整備された長崎（小島）養生所跡資料館では、仁田佐古小学校新校舎建設工事に先立つ埋蔵文化財発掘調査により検出された養生所遺構の一部を露出展示、ヨーロッパ製薬瓶など病院関連出土遺物等を展示しているため、現在の場所に配置します。

9-ウ ホール型施設

人口減少や少子高齢化の進展など、社会環境が変化するなかにあっても、市民一人ひとりが心豊かな人生を送ることができるよう、文化に親しみ創造する機会を創出し、芸術文化の振興を図るとともに、市民が集い交流する場づくりを通じて市民生活の向上に寄与します。芸術文化の振興のためには、文化活動に取り組む市民が練習や、その成果を発表する場及び市民が芸術文化を鑑賞する場が不可欠であり、それらの機能を備えた拠点が必要となります。また、市民が集い交流する場としても、誰もが利用できる拠点が必要となります。

一方、人口減少や少子高齢化が進む中、本市の経済の持続的な発展のためには、交流人口の拡大により、経済活性化を図ることが重要であり、国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに、市民の交流を促進する拠点が必要となります。

ホール型施設は、全市施設として、公共交通機関の便がよく、市内全域から利用しやすい都心部及び都心周辺部に配置します。

芸術文化、会議やイベントを中心に、さまざまな利用形態に対応できる規模及び機能を備えるとともに、想定される利用ニーズへの対応能力を充足させるため、次のとおり配置します。

- 大ホール：出島メッセ長崎（イベント・展示ホール、コンベンションホール）
ブリックホール大ホール
- 中ホール：新たな文化施設
- 小ホール：チトセピアホール、市民生活プラザホール、ブリックホール国際会議場（芸術文化分野での利用に特化した小ホールへの改修を検討）

特にブリックホールについては、新たに出島メッセ長崎が建設されたため、コンベンション利用の減少が見込まれ、それに伴い、より芸術文化の発表の場、鑑賞の場としての機能に比重を置くことが可能となります。そこで、新たな文化施設の整備後に、ブリックホール国際会議場は芸術文化分野での利用に特化した小ホールへの改修を検討します。

市民会館文化ホールのホールについては、建築後 49 年を経過しており、設備の老朽化に伴う更新費用や今後の維持管理費用を勘案し、また、新たな文化施設が、近隣に整備され、同規模の施設となるため耐用年数 65 年（令和 20 年）経過前に廃止する方針です。具体的な廃止時期については未定ですが、新たな文化施設の整備や、ブリックホール国際会議場の改修が予定されており、少なくともこれらの整備が終わるまでは、市民会館の文化施設としての機能は必要と考えているため、廃止についてはそれ以降を想定しています。

10ーア 文化財

指定文化財については、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない重要な財産で、文化財保護法に基づき、保存・継承・活用することが求められています。長崎固有の指定有形文化財等を観光資源として活用することにより、交流人口の拡大に寄与するなど、観光施設としての側面もあるため、積極的な活用に努め、観光地としてのさらなる魅力の向上を図ります。

10ーイ 観光施設

観光施設は、設置目的に合わせた展示や体験等の魅力的なサービスを提供することで、観光客が市全体や観光スポットとなるエリアやポイントの魅力を体感したり、理解を深めたりするために設置しています。入場者や、今後、増加が見込まれる外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、各施設へのリピート数を増やし、地域経済の活性化を促します。

現在、本市への来訪者の約6割が、観光施設めぐり・世界遺産めぐりを観光目的としています（令和3年度観光動向分析より）。世界遺産や歴史的な人物、長崎らしい体験、長崎固有の文化財そのものが来訪目的となり得ることから、目的に合わせた拠点となる施設が必要です。観光客が施設等の魅力を感じ、理解を深め、高い満足度を得るような価値を有する場所に配置します。

指定文化財については、地域の歴史や文化の理解に欠くことのできない重要な財産で、文化財保護法に基づき、保存・継承・活用することが求められています。長崎固有の指定有形文化財等を観光資源として活用することにより、交流人口の拡大に寄与するなど、観光施設としての側面もあるため、積極的な活用に努め、観光地としてのさらなる魅力の向上を図ります。（※10-アから再掲）

1 長崎ロープウェイ

夜景観光は本市の観光施策においても、宿泊滞在型観光を推進する有効な手段です。

代表的な夜景スポット・稲佐山に至る主要な交通手段の一つであり、展望台利用者の約20%（令和3年度実績）がロープウェイを利用しています。ゴンドラから見る夜景は長崎観光の魅力の一つであり、他の交通手段にない優位性があります。

稲佐山山頂展望台の魅力向上と併せて現在の配置とします。

2 亀山社中記念館

幕末の志士・坂本龍馬は、日本を代表する歴史上の人物のひとりで、死後150年が経過する現代においても、継続的に人気を博しており、熱狂的なファンが多くいます。

長崎の歴史・文化において、坂本龍馬や幕末の志士たちのストーリーは魅力ある素材であり、将来的にも同所において継続的な取り組みが必要です。

龍馬ゆかりの「亀山社中」跡の記念館は、観光客に「本物」の魅力を身近に感じさせることができる市内唯一の施設といえるため、現在の配置とします。

3 ペーロン体験施設

長崎らしさを体験できるペーロンは、長崎由来の伝統行事で、修学旅行での体験学習の中で、日本・長崎と中国の歴史を学び、学生同士の一体感・チームワークの熟成を図ることができる長崎固有の体験素材として、需要が高いことから、今後も施設・設備・運営面において、年間を通じた学校の受け入れが可能な現施設での受け入れを行います。

4 端島見学施設

「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録され、構成資産である端島（軍艦島）は今後の観光施策においても、重要な観光素材であり、国内外からの観光客の誘客が見込まれます。

世界的にも貴重な資源で、端島（軍艦島）にある見学施設は、「本物」にふれることで、その魅力を最も体感できるという観点から、拠点としての配置を行います。

5 軍艦島資料館

「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録され、構成資産である端島（軍艦島）は今後の観光施策においても、重要な観光素材であり、国内外からの観光客の誘客が見込まれます。

端島（軍艦島）に対する理解をより深めてもらうため、拠点となる施設が必要であり、端島（軍艦島）が間近に見えるロケーションという優位性がある野母崎地区に施設を配置します。

6 グラバー園

国指定重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅及び旧オルト住宅を核として、市内に点在していた6つの洋館を移築復元した長崎を代表する観光施設です。

旧グラバー住宅が世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として注目を集め、今後も、国内外からの多くの観光客が見込まれます。

文化財として保存・継承するため、適正な維持・保全を行うとともに、魅力ある展示や活用により利用者の満足度を高めます。

7 出島

出島は、鎖国時代、日本とヨーロッパを結ぶ唯一の窓口であり、経済・文化・学術の交流拠点として、日本の近代化に大きな役割を果たしてきた歴史遺産です。敷地は「出島和蘭商館跡」として国指定史跡に指定されており、多くの観光客や修学旅行生等が訪れる観光拠点となっています。

今後も文化財として保存・継承するため、適正な維持・保全を行うとともに、建物の復元や展示等を通じて、史跡の価値を紹介し、観光施設としての活用及び魅力向上を図ります。

8 長崎ペンギン水族館

水族館や動物園には、本や映像から得ることのできない、生き物の生態を観察することができ、動物と間接・直接的に触れ合うことで、子どもたちはさまざまな刺激を受ける、学ぶ場としての目的があります。

特に、里山を再現したビオトープは、他の水族館には見られないような屋内では体験できない自然の営みに直接触れて学ぶことができる場として貴重な施設であり、教育的な取り組みとして、その重要性は高いです。

長崎ペンギン水族館も観光施設としての側面だけではなく、学ぶ場を提供する社会教育的施設としての側面も併せ持つ施設であるため、世界一の9種のペンギンを飼育する水族館として、また、閉館した旧長崎水族館の歴史的経過と自然体験型を実現するための海や川などの自然環境が整っていることから、水族館の設置に適している現地において配置を継続していきます。

なお、現行の指定管理者制度を継続しつつも、他の水族館運営のノウハウを広く取り入れることで、更なる施設の魅力向上を図るとともに、赤字施設である現状を踏まえ、値上げを含めた入館料のあり方について検討を行います。

10ーウ 平和施設

平和施設は、被爆者が高齢化するなか、時代を超えて、被爆の実相を伝え、核兵器廃絶を訴える施設として必要であり、被爆都市の使命として、被爆の実相と長崎市民の平和の願いを広く国内外に伝えていきます。

1 長崎原爆資料館

被爆の惨状を示す多くの資料を保存・展示するとともに、原爆が投下されるに至った経過や核兵器開発の歴史など、ストーリー性のある展示を行い、被爆の実相を伝え、核兵器廃絶を訴える基幹施設としての役割を果たすため、平和祈念像や原爆落下中心地や被爆遺構などとの関連性も考慮し、現在地に引き続き配置します。

2 永井隆記念館

原爆による悲惨さを強調するだけでなく、復興並びに平和建設のために自らの重病と闘いながら人々を励まし続けた、長崎市名誉市民永井博士の生涯を紹介することによって、平和の尊さを願い、不屈の精神、人間としての生き方等を伝える唯一の施設です。

現在地は、永井博士が生前、執筆やうちの本箱を設置するなどの活動を行った場所であり、隣接する昭和23年に造られた如己堂は、博士を顕彰するうえで、欠くことのできない重要な施設であることから、如己堂との一体性を考慮し、現在地に配置します。

また、如己堂の保全について、今後も点検を行い、施設の保存に努めながら配置を継続します。

なお、指定管理者による創意工夫のもと、企画展示を実施するなど、運営の充実を図ります。

3 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎

「長崎原爆遺跡」として国の史跡に指定されており、長崎原爆の著しい痕跡が残る貴重な校舎として、被爆の実相を確実に後世に伝えるため、現在地に引き続き配置します。

また、指定管理者による適切な案内と管理運営により、校舎の維持管理や見学者へのサービス向上を図ります。

4 原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂

原子爆弾によって犠牲となった無縁死没者の遺骨を安置している当該施設は、昭和33年に民生委員児童委員協議会が建立した「原子爆弾死没者慰霊納骨堂」を引き継ぎ、同場所に建て替えた経緯があります。

無縁死没者の遺骨の安置と慰霊を行う唯一の施設であり、原爆の惨禍を後世に語り継ぐためにも、今後も引き続き現在の配置とします。

5 平和会館（平和会館ホール）

被爆体験講話の実施件数が増加しており、被爆地の責務として平和学習の機会を確保していくため、平和学習の実施場所として原爆資料館に隣接し、原爆資料館ホールの定員（345人）以上の人数や他の会場と時間が競合した場合の振り替え先として必要であるため、利便性が高く簡易な移動手段で集いやすい現地において、引き続き平和学習機

能を維持していきます。

公共ホール機能については、新たな文化施設の整備後に、舞台設備を廃止し、利用機能を縮小することで、ランニングコスト縮減を図ります。

また、保守点検で電気、空調、中央監視装置等の劣化が指摘されており、必要な機能を維持していくため、運用が可能な程度の整備を行っていくこととします。

10ーエ 市営宿泊施設

観光客の中でも特に経済効果が見込まれる宿泊者を、今後更に増加させるためには、宿泊施設の確保は必要ですが、宿泊施設の運営は本来、民間事業者に任せる分野であり、原則として既設の市営宿泊施設は将来的に廃止若しくは民間移譲を行います。

1 外海ふるさと交流センター

外海ふるさと交流センターの宿泊機能については、隣接する西海市に宿泊施設ができたことに伴い、宿泊者数が減少していること、また、都会の住民等が外海地区の自然や文化、住民との交流を楽しむことを主目的とした滞在型の余暇活動であるグリーンツーリズムに対応した民泊施設も複数あることなどから、指定管理終了時期(令和8年度末)に合わせて宿泊機能を廃止に向けて検討します。

2 池島中央会館

池島中央会館の宿泊機能については、島内唯一の宿泊施設であり、主に観光客や工事等業者に利用されています。廃止となった場合、観光を始めとする島内の産業に及ぼす影響が大きく、民間運営も見込めないことから、現在の施設が使用可能な間は、行政が継続して維持しますが、効率的な運営のあり方は継続的に検討します。

1 2ーア 港湾施設

人口減少が進むなか、航路利用者数も減少するものと考えますが、港湾施設は、離島地区の住民や観光客などの航路利用者にとって、公共交通ネットワークの結節点として必要不可欠な施設であることから、航路が存続する限り継続して配置します。

配置場所は、栈橋に近接し、施設から船舶の運航状況が目視で確認できる、航路利用者にとって利便性が高い場所で、港湾施設の機能（切符売場、待合所及びトイレ等）の維持を図ります。

なお、施設規模は、建替え時に縮小に向けた見直しを行います。

12-イ ごみ処理施設

人口減少に伴い、排出されるごみ量も減少することから、ごみ量に応じて施設の規模の縮小を図りながらも、より良い生活環境を次世代へ引き継ぐために、処理施設の計画的な整備及びごみの適正処理を行います。

また、焼却施設の建替え時には、高効率なごみ発電施設として建設し、売電することにより、自主財源の確保に取り組むとともに、地域における各産業に電気や熱を供給したり、災害時にも安定して供給ができるような、地域のエネルギーセンターとしての新たな価値を創出していくことも検討します。平成28年に建替えを行った西工場は、発電した電力を西工場や隣接する神の島プールで活用しています。

ごみ焼却施設及び資源ごみ処理施設（プラスチック製容器包装選別施設）については、災害等の不測の事態も見据えたリスク分散と、地形や道路状況を踏まえた収集・運搬効率を考慮し、2か所配置します。

仮に1か所のみの配置とした場合、その中に焼却炉などの処理系統が複数あったとしても、共通機器の部分に災害による被害や故障が生じた場合には施設全体が稼働できなくなり、結果として、全市分の処理が停止することになるおそれがあります。また、災害等の不測の事態により、ごみ搬入経路が寸断される事態も想定され、更に近隣地域には長崎市と同じ行政規模を有する自治体はなく、長崎市の処理量を代わりに賄うことができるような処理施設也没有ありません。

最終処分場については、既存の施設で今後75年程度使用できることを考慮し、引き続き現在地に1か所配置します。

1 2 ウ 排水等処理施設

1 集落排水処理施設

(1) 集落排水処理施設について

公共下水道区域外で、汚水を集合処理することで、地域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上並びに農業用水及び漁業水域の水質の保全が必要である地域を、集落排水処理区域として設定しています。

集落排水処理区域の人口減少に伴う施設規模の適正化及び公共下水道への接続により効率化を図りますが、公共下水道への接続による費用対効果が見込めないものについては、既存の集落排水処理施設を継続して設置し、効率的な汚水処理事業を継続することで、地域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上並びに農業用水及び漁業水域の水質の保全に取り組みます。

① 公共下水道に接続し施設を廃止するもの

(太田尾地区農業集落排水処理施設、琴海中部地区農業集落排水処理施設、大江・形上地区農業集落排水処理施設、南風泊地区漁業集落排水処理施設、野母地区漁業集落排水処理施設、樺島地区漁業集落排水処理施設)

直近の公共下水道へ接続することにより、費用比較で有利になることから、施設を廃止します。

② 既存の集落排水処理施設を継続利用するもの

(高浜地区農業集落排水処理施設(漁業集落排水処理施設共用)、小口地区農業集落排水処理施設)

野母崎地区は、将来的には、公共下水道へ全て統合する予定ですが、2040年では受入れをする公共下水道施設の能力が不足するため、2施設を脇岬浄化センターへ接続することにより廃止し、高浜地区農業集落排水処理施設(漁業集落排水処理施設共用)のみ現施設を継続して利用します。

また、小口地区農業集落排水処理施設は、継続して使用したほうが、直近の公共下水道への接続及び近隣の集落排水処理施設との集約より、費用比較で有利になります。

なお、人口減少が進んでいる地区であるため、更新時に処理計画人口を見直し、施設規模の適正化を図ります。

(2) 集落排水処理の区域について

集落排水処理の区域については、6か所の集落排水処理施設を廃止することに伴い、農業集落排水処理7区のうち4排水処理区(太田尾、大江・形上、大子、琴海中部)、漁業集落排水処理4区のうち3排水処理区(南風泊、野母、樺島)は、下水処理区へ変更します。

また、汚水管渠及びそれを補完する中継ポンプ場(野母崎1か所)は現況どおり配置します。

2 し尿処理施設

し尿等の受け入れは引き続き必要と見込んでいますが、効率的な収集運搬と処理体制を確保するために、2028年においては、し尿処理施設はすべて廃止し、西部下水処理場へ投入して処理をすることを予定として取り組みます。

ただし、し尿等を公共下水道に投入するには、下水処理後の放流水の水質が、法的規制値や地元との協定値を満たす必要があり、条件を満たすために、下水処理場に追加の施設整備が必要となります。

そのため、琴海及び長崎半島クリーンセンターについては、2028年の西部下水処理場への投入までの間、し尿等の発生量の推移を注視し施設の集約等も考慮に入れながら運転を継続します。

(1) し尿処理施設の今後の予定

長崎半島クリーンセンター	2025年度末廃止予定
琴海クリーンセンター	2027年度末廃止予定

1 2 エ 市営住宅

将来の人口及び世帯数の減少により、市営住宅の需要は低下することが予想されますが、少子高齢化の進展や社会的弱者の多様化等の社会情勢の変化を踏まえ、民間賃貸住宅市場において最低居住水準の住居を確保できない低額所得者や、入居制限を受ける可能性がある高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅困窮度の高い世帯などの、真に救済すべき世帯の推計を行い、それらを救済するセーフティネットとしての役割を重点的に担えるよう、住宅の確保を支援することで、市民生活の安定を図ります。

配置については、立地適正化計画によるコンパクトなまちづくりを進めていくことを踏まえ、市内各エリアにおける将来人口や特性を十分に勘案し、県営住宅も含めた公営住宅について、需要と供給のバランスが図れるよう、都心周辺部及び地域拠点の市営住宅は、適正な管理戸数を維持します。

その他の地区については、地域コミュニティが維持できるよう住宅需要や民間の動向を踏まえたうえで管理戸数の縮減を行います。

また、島しょ部については、現在行っている集約や用途廃止、除却等を継続し、管理戸数の縮減を推進します。

なお、管理戸数については、建替え時における各団地の応募状況や入居率、及び周辺の民間住宅の状況を踏まえ、市営住宅として維持する団地、縮減する団地を定め、2040年に6,200戸程度を目標とします。

1 2 ーオ 市営駐車場

市営駐車場が、大型公共施設や観光施設に隣接して適正に配置され、2040年の駐車需要を充足させることで、道路交通の円滑化及び安全で快適な都市環境の形成を図ります。

普通車駐車場については、現在、市全体では充足しており、将来的には、観光需要によりやや増加が見込まれますが、供給は確保されることから、一般利用者のための市営駐車場の必要性は低くなっていくものと考えます。

しかしながら、公共施設等の利用者の利便性確保のために必要であることや、安定した料金収入も見込まれることから、当面は現施設を維持していくとともに、一部の駐車場については、隣接する公共施設の建替え、更新などの環境変化に対応し、附置義務駐車台数を確保することとしますが、必要性がなくなれば廃止します。

大型バスの駐車場は、観光繁忙期において満車状態であり、今後も観光需要が増加していくと予想されることから、県市で連携して対応していきます。

二輪車等駐車場は、市内中心部において不足しており、今後も同様な状況が継続するものと推測されることから、官民連携して整備を推進していきます。

1 桜町駐車場（普通車 170 台）

旧市庁舎の利用者のための主要な駐車場でしたが、令和5年1月に開庁した新市庁舎に145台駐車可能な地下駐車場が設置されたことにより、一般利用者の需要も減少する見込みであることから、旧市庁舎別館跡地に公用車用駐車場が整備されるまでの暫定期間については、駐車場2階の69台分を公用車用駐車場として効率的な利用を図りながら、現施設を維持しますが、今後の交通状況等を勘案し、「公の施設」としての必要性について、廃止を含めて検討を行います。

2 市民会館地下駐車場（普通車 168 台）

市民会館利用者のための主要な駐車場として、現状の施設を維持しますが、市民会館の建替え時には、新たな施設の規模に応じた附置義務駐車台数を確保することとし、市民会館が廃止された場合には、廃止するものとします。

3 松が枝町・松が枝町第2駐車場（普通車 138 台、バス 27 台）

グラバー園などの観光施設利用者のための主要な駐車場です。

普通車については、観光繁忙期には満車状態ですが、平常時は現状の台数で対応可能であるため、現状のサービスを維持します。

大型バスについても、観光繁忙期には満車状態であり、今後も観光需要が増加していくと予想されることから、現施設に加えて、県市連携してバス駐車場の確保に努めていきます。

また、松が枝地区の長崎港湾整備（2バース化）が、今後、予定されていますが、これに併せて路面電車の延伸や複線化も検討されており、松が枝町第2駐車場が支障になった場合は、港湾整備（2バース化）の中で駐車場の機能を確保するとともに、既存建物を解体し、平面のバス駐車場を確保するなどの対応を行います。

4 平和公園駐車場（普通車 88 台、バス 32 台）

平和公園利用者のための主要な駐車場です。

普通車については、観光繁忙期には満車状態ですが、観光需要による増加を考慮しても、現状の台数で対応可能であるため、現状のサービスを維持します。

大型バスについても、観光繁忙期には満車状態であり、今後も観光需要が増加していくと予想されることから、県市連携したバス駐車場の確保や誘導員の配置などのソフト対策を行っていきます。

また、松が枝地区の長崎港湾整備（2バース化）に伴い大型バスの駐車場が不足することが予想されますが、現時点で近隣に駐車場用地の確保は困難であることから、平和公園駐車場地上部の普通車駐車場のバス駐車場への転用や、ソフト対策（乗降のみとし、稲佐山など他の場所に退避場所を確保する）により対応するとともに、抜本的な対策として、駐車場用地の確保等を進めていきます。

5 茂里町駐車場（普通車 135 台）

ブリックホール利用者のための主要な駐車場です。

ブリックホールの附置義務駐車場として 135 台を確保する必要があるため、今後も現状のサービスを維持します。

6 松山町駐車場（普通車 292 台、バス 10 台）

松山町のスポーツ施設（市民プール、ラグビー・サッカー場、テニスコート）利用者のための主要な駐車場であり、スポーツ施設の附置義務駐車場としては 141 台ですが、通勤者のためのパークアンドライド駐車場としても利用されており、交通施策としても必要であるため、今後も現状のサービスを維持します。

7 長崎駅西口自動車整理場

長崎駅をはじめとする周辺施設利用者の送迎等の短時間駐車を目的とし、無秩序な路上駐停車を抑制し、安全かつ円滑な交通流を確保するため、令和2年3月に新たに設置した駐車場であり、引き続き、現施設を維持します。

なお、東口駅前交通広場の整備により、東口にも自動車整理場が確保される予定であるため、その際には駐車台数を見直します。

8 二輪車等駐車場（20 か所）

二輪車等駐車場は、サービスを提供する民間事業者が少ないこともあり、今後の保有台数の減少を考慮しても、市内中心部において不足することが想定されることから、今後も、必要台数の確保に向けて官民連携して整備を推進していきます。

1 3ーア 本庁舎・地域センター等

人口減少や少子高齢化が進み、地域を支える力が弱まりつつあるなか、地域をより暮らしやすい場所とするためには、本来、地域が持つ力を引き出して、行政と地域コミュニティが連携しながら地域の課題を解決していくことが必要です。

また、市民にとって身近な行政サービスは、市内一円、身近な場所で均一に提供しつつも、非効率とならないようにします。

そこで、平成 29 年 10 月から、市の組織のあり方を見直す取組みとして、行政サテライト機能の再編成を行い、地域センター及び総合事務所を設置しました。

2040 年には、人口が更に減少していくとともに、集約連携型の都市構造となることや、マイナンバー制度の進展やその他手続きの電子化や簡素化が見込まれるため、次の考え方により配置を見直していきます。

1 身近な手続きや相談ができる機能

- 住民票の写しや税の証明などの交付、届出や申請などの受付を行います。
- 地域からの相談を受け付け、整理し、関係所属や他の機関につなぎます。

この機能については、都市計画マスタープランの生活地区、地域拠点及び都心部に 1 か所ずつ配置します。

生活地区では既存施設の中で、当該地区内の人口のまとまりや交通の状況から、利便が良い場所に配置することとします。

また、現在、身近な手続きができるように配置している事務所及び地区事務所は、今後の人口及び取扱件数をもとに配置を見直していきます。

2 地域のまちづくりを支援する機能

- 地域からの相談、要望等を地域と協働して解決します。
- 自治会、ボランティア団体、NPO、民生委員や消防団などの関わりを促進し、ネットワーク化を図ります。
- 地域の魅力を磨き、情報を発信するなどの支援を行います。

この機能については、都市計画マスタープランの生活地区、地域拠点及び都心部に 1 か所ずつ配置します。

地域の情報が集まり、また、地域で活動する団体と連携しやすい状態をつくるために、コミュニティ活動施設との複合化や、商業施設の中に配置するなど、所管区域の住民が集まりやすい場所に配置することを検討しますが、地域の人口、地域コミュニティの状況、住民の交通の利便や移動の距離、職員配置の効率性などを考慮し、配置を見直していきます。

3 現場に出て事業等を実施する職員の拠点となる機能

- 地域の課題を迅速に解決するために、より多くの機能を身近な場所に備えたいと考えていますが、人員配置の効率性を考え、エリアが広域となるまちづくりの支援や市民生活に密着した土木事業や保健事業など、現場に出て実施する職員の拠点となる機能を配置します。

この機能については、人口や地域のまとまり、職員の移動に係る交通の利便や移動の距離、職員配置の効率性などを考慮し、中央・南部・北部・東部の既存の施設の中で、職員の移動の効率が良い場所4か所に配置します。

市全体にわたる計画の作成や事業の実施、事業者の営業に係る許認可などを行う本庁の機能は、市内全域の住民の利便を考慮し、都市計画マスタープランの都心部に1か所配置します。

1 3ーイ その他事務所

施設の特特殊性や、サービスの機動性確保のため、本庁舎から分散して行政事務を行う施設を設置していますが、より効率的な行政運営を図るために必要な施設配置へ見直します。

また、余剰スペースが生じている施設や、施設の集約化が可能な施設があることから、施設の複合化や統廃合を行うことにより、用途全体の施設規模の縮小を図ります。

1 3ーウ 消防施設

人口減少が進むなか、消防体制の見直しを図りながら、効率的な適正配置に努め、将来にわたり市民が安全安心に暮らせる行政サービスの提供を行っていきます。

このためには、火災や自然災害等が発生した場合に、各地域での活動が効果的に行える活動拠点が必要となります。

消防施設のうち、常備消防庁舎については、人口分布、主要幹線道路の整備に伴う交通事情の改善や市街地の整備状況等を勘案しながら、市全域において火災・救急需要に適正な対応ができる位置に配置します。

中心市街地においては、木造住宅が密集する地域など消防隊が迅速に到達できるよう、有効な場所へ拠点となる施設を配置します。その他の地域においては、人口分布や道路の状況を勘案して、当該地域の拠点となる場所に配置します。また、離島地区については、当分の間は現行体制を維持することとしますが、将来的には消防艇など（救急の24時間対応を含む）の整備を検討し、並行して地域住民や各機関と連携を強化しながら、防火防災体制の充実に取り組みます。

配置数については、市全域において行政サービスを低下させることのないよう施設の移転及び統廃合を行い、重複している活動エリアの解消と、カバーが十分でなかった地域の充実に図ります。

消防団格納庫については、地域の実情に応じて消防団員の活動拠点となる位置に配置します。

1 3 エ 職員住宅

行政サービスの円滑な遂行を図るため、長崎市内には危機管理上の観点及び人材確保の観点から、また、勤務地が市外である職員に対しては、職務上居住させる必要性から、職員住宅を配置します。

ただし、職員住宅機能の確保においては、既存施設の利用に限らず、民間施設の借り上げや、他の市有財産の活用も図ります。

1 職員宿舎

(1) 市長宿舎及び、副市長宿舎

危機管理上の観点から、市長及び副市長宿舎については本庁近辺の配置とします。

なお、市長宿舎については、現施設の大規模改修時に借上げ住宅での対応を検討します。

副市長宿舎については、現在と同様、状況に応じて借上げ住宅での対応とします。

(2) 離島地区

人口が減少することが予測されますが、地域センターや事務所を配置している間については、離島地区の緊急時への対応のため、高島及び池島にそれぞれ1戸の職員住宅を配置します。

(3) 長崎市外

東京事務所をはじめ長崎市外の勤務地の職員のための宿舎については、これまでと同様借上げ住宅での対応とし、現在所有している職員宿舎は廃止し、利活用を図ります。

2 診療所宿舎

(伊王島診療所宿舎1棟、高島診療所宿舎1棟、池島診療所宿舎1棟、野母崎診療所宿舎2棟(診療件数から内科医・外科医をそれぞれ配置))

市民の安心できる医療環境及び医師確保の観点から、高島・伊王島・池島・野母崎地区において、各診療所の近隣に医師宿舎を配置します。

3 教職員住宅

高島・池島の離島地区では、交通手段が限られており、児童、生徒に円滑な教育活動を提供する必要があるため、小中学校が存続する限り、勤務する教職員の人数分の住居の確保が必要となります。

確保については、現存施設の利用に限らず、他の市有財産の活用により対応を図り、住居の確保に努めます。

長崎市公共施設の適正配置基準

令和5年4月
長崎市
(令和6年6月改定)

【問い合わせ先】

長崎市財務部資産経営課

電話:095-829-1127

FAX:095-829-1248

Email:shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp